

行政常任委員会

令和 5 年 1 2 月 7 日（木）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。

今日は、12月7日、南海トラフの地震からちょうど79年目でということですので、議会のほうも備えあれば憂いなしという心境で今常任委員会に挑みたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまより、行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席者は、病気のため、村田幸隆委員、育児のため、中里沙也加委員でございます。

それでは、まず、市長より御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、一昨日までの本会議に引き続きまして、行政常任委員会を開催していただき誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第52号、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてから、議案第63号、和解及び損害賠償の額の決定についてまでの12議案に、追加させていただきました議案第64号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についてと議案第65号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についての2議案を加えた合計14議案でございます。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

先ほど市長からお話ございましたように、今回当議案に付託されている議案は、条例改正7件、予算関係6件、そして、和解・損害賠償について1件の14件でございますので、早速、財政課から議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についての説明を求めたいと思います。

○岩本財政課長 それでは、議案第59号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

初めに、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,704万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億3,759万4,000円とするものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

歳入でございます。このうち、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金7,409万5,000円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

また、10目森林環境譲与税基金繰入金639万5,000円の減額は、繰入れ対象事業費の事業費の減少に伴う減額でございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費1億2,566万2,000円の増額は基金積立金で、内訳は、尾鷲みどりの基金積立金2,230万円、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴うふるさと応援基金積立金9,000万円及び企業版ふるさと納税地方創生基金積立金は、事業費への充当分を除く1,336万2,000円を積み立てるものでございます。

ここで、財政課委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正を踏まえた基金残高でございます。

まず、財政調整基金につきましては、7,409万5,000円を取り崩すことにより、補正後の残高は21億4,701万2,000円となります。そのほか、みどりの基金、ふるさと応援基金、森林環境譲与税基金、企業版ふるさと納税地方創生基金につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

補正後の基金合計につきましては、31億6,127万7,000円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただき、22、23ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち財政課分は、23ページの最下段にあります国民健康保険事業特別会計繰出金242万9,000円の増額で、これは職員給与費と繰出金の増加によるものでございます。

次に、24、25ページを御覧ください。

中段やや下にあります8目後期高齢者医療費150万4,000円の減額は、人事異動等に伴う人件費の減少による後期高齢者医療事業特別会計繰出金の減額でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正のうち、財政課分は、上から6行目にあります元九鬼中学校浄化槽保守点検・清掃業務委託及び7行目の小学校2校浄化槽保守点検・清掃業務委託で、いずれも期間が令和6年度から令和8年度までの3年間、限度額はそれぞれ72万円及び51万6,000円と定めるものでございます。

以上で、財政課に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○南委員長 以上が財政課所管の議案第58号の説明でございます。

特に御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

財政課長、今の過疎債の資料配付をお願いいたします。

(資料配付)

○南委員長 濱中委員、よろしいですか。

それでは、いま一度、58号について御質疑ある方、御発言をお願いいたします。

○中村委員 これの財政見通しについても今。

○南委員長 いや、それは、その他のほうで報告させていただきます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、今のお配りの過疎債の実績報告、ちょっとしていただけますか、今のそのペーパーに基づいて。

○岩本財政課長 今お配りさせていただいたのは、平成28年度から令和5年度、これ予定ですけれども、過疎債の発行実績額、それから、予定額となっております。

最新の令和5年度の、下段のほうにあるんですけど、ハード分の小計というところを御覧いただきますと、現在配分されておるのが2億1,970万円でございます。令和4年度、その1年前ですけれども、一般会計分は2億2,060万でございます。

ただ、公共施設マネジメント特別分、その下に書いてありますけれども、これ給食の分で2億9,210万円ということで、こういった形でおおよそ通常分については2億円前後、配分が1億強となっておりますのは、そもそも過疎債を充当する事業が少なかったという年度でございます。

簡単ですけれども、以上です。

○南委員長 特に今の資料説明について御質疑のある方。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、議案審査は終了いたしまして、それで

は、その他の報告のほうをお願いいたします。財政見通し等ね。

○岩本財政課長　それでは、まず、今後の財政収支見通しについて御説明させていただきます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

この表につきましては、令和9年度までの財政収支見通しについて、令和4年度決算及び今後の事業見込み等を踏まえて作成したものでございます。なお、例年どおりでございますが、当初予算編成時における財源不足額を把握するため、一般財源ベースで試算しております。

この中で、主なところを申し上げます。

まず、歳入のうち1の市税につきましては、人口減少等の影響により、引き続き減少傾向となると予測をしております。なお、令和9年度につきましては、固定資産税の評価替えによりまして市税が減少しております。前年度比約6,300万円の減少と、減少幅が少し大きくなっております。

次に、3の地方交付税のうち普通交付税と4の臨時財政対策債につきましては、本年度、令和5年度の当初の交付額が確定しておりますので、これをベースに推計を行ったものでございます。

その中で普通交付税の令和8年度の推計値が35億2,340万9,000円と、前年度比約8,200万円の減少となっております。これにつきましては、現在算定されている地域デジタル社会推進費が令和7年度で終了する見込みであることが大きな要因でございます。そのほか国勢調査人口の減少影響等をそれぞれ加味して推計を行ったものでございます。

続きまして、歳出ですが、まず人件費につきましては、今回の人事院勧告による給与改定等を加味した推計となっております。年度によって退職手当の関係で増減はありますけれども、おおむね16億円台で推移するであろうと見込んでおります。また、扶助費につきましては、5億3,000万円から5億4,000万円ほどで推移する予測であります。

次に、公債費につきましては、今後の事業見込みを基に、それに対する借入額を現在把握できる範囲で加味して推計をしております。令和6年度に10億円を切り、その後、令和9年度までおおむね減少傾向となる見込みでございます。

また、4の義務的経費を除く行政経費につきましても、公債費と同様、今後見込まれる事業等を踏まえて推計を行った結果、令和6年度以降は、38億円から39億円台で推移するであろうという見込みでございます。

この歳入歳出の推計の結果、下にあります収支につきましては、令和6年度で3億1,448万円のマイナスとなっております。

以降、記載のとおりでございますが、令和8年度と9年度につきましては、地方交付税や市税の減額を見込んだこと、また、退職手当の増加等の影響により、一般財源不足額が5億円台になるであろうと予測をしております。

この各年度の財源不足額につきましては、下の収支調整欄に記載のとおり、財政調整基金の取崩しによって補填することとしております。

続きまして、3ページを御覧ください。

この表は、先ほどの収支見通しを踏まえて、当初予算編成時の財政調整基金等の残高を推計したものでございます。

財政調整基金の令和6年度の欄を御覧いただきますと、当初予算編成前残高が21億4,701万2,000円で、これが今回の6号補正後の残高となっております。ここから、先ほど収支見通しで推計いたしました令和6年度当初予算編成における取崩し必要額3億1,447万9,000円を差し引いた当初予算編成後残高が18億3,253万3,000円となります。こういった形で令和9年度まで推計していきますと、令和9年度の当初予算編成後残高は9億2,004万円と見込んでおります。

なお、今回の収支見通しを昨年の12月に作成した見通しと比較いたしますと、現在の財政調整基金残高が想定より約5億4,000万円増加していること、また、地方交付税につきましても、前回の推計値より増額となっているということもあって、あくまでも推計値でございますが、前回よりは改善されているという状況でございます。

以上で、今後の財政収支見通しについての説明とさせていただきます。

○中村委員 この3ページのところで、財政調整基金、A-Bの必ず翌年度に2億ずつぐらい増えていますよね。それはどういう理由によるんですか。

○岩本財政課長 これ、途中で補正予算で、例えば前年度の繰越金、9月におおよそ2億円程度発生しますけれども、その年度途中の増減の平均を加味した数字になっております。

○中村委員 それでも、このまま減り続けて、これ、令和9年では9億2,000万ぐらいしかなくて、またそれで2億足していかれるというのでやっつけられるんですけれども、この前ページの市税を見たときに、令和9年で17億しかないですよ。それで、これで、このときの人件費として約16億見込んでおられますよね。

この市税に対する人件費割合というのが、このままいくと、もうすぐに逆転しますよね。市税より人件費のほうが高くなってしまふときに、2億ずつ残っていくのかという疑念がありますよね。

それと、今ごめんなさい、これは財政ではないかもしれないですけども、尾鷲市としてデータベース化して、どんどん人が要らないというふうな、補助金、助成金を使ってやって、多額な予算を立てていると思うんですけども、それと、この人件費の減り方というのがなんかリンクしてないような気がするんですけども、これについて、市としては、税収と人件費のバランスというのはどういうふうにご考慮されますか。

○岩本財政課長 人件費につきましては、詳細を私のほうで答えるということはいけません、定員適正化計画に基づいて管理をしていると、総務課のほうでですけども、そういった状況で、定員適正化計画よりも少ない人数で推移しているとは聞いております。すみません、そのぐらいしか。

○中村委員 これはきっと課長じゃなくて市長の考え方やと思うんですけども、市税が人口減少によってどんどん減っていく、もうこの数字を見ていってもすごく減っていているのを見て分かりますと思うんですけども、それに対応して、人的なものはなかなか減らせないというのはよく分かりますけれども、置き換えられるところをどんどん置き換えていくという必要が今後あると考えられますか。

○下村副市長 職員の職員数につきましては、先ほども申し上げましたように、定員適正化計画にのっとって削減の方向で進んでおります。

令和5年度で言いますと、全職員が389名、このうち公営企業、いわゆる病院、水道が222名ということで、普通会計部門では167名ということになっております。

この167名につきましては、平成15年度から比較しますと81名の減、平成25年度から比べますと8名の減ということで、人口減少に伴い、当然職員数の定数も減数となっております。

ちなみに、東紀州5市町の中で、人口1万人に対する職員数の数は、尾鷲市が一番低いということになっております。

○中村委員 それは会計年度の臨時の方もひっくるめた人数ですか。

○下村副市長 会計年度職員についても、尾鷲市は少ないほうだと思います。

○中村委員 人数が少ないのはよく理解できるんですけども、税収より人件費が多くなったときに、市としてはどういうふうなことを考えておられるのかをお聞

きしたいと思うんですけれども。

○加藤市長　　まず、市税と人件費の比較というのがどういう形で要するに質問されたのかということは、私はよく分からないんですけれども、要するに、尾鷲市政を運営していく上で最低人数というのはあります。先ほど国の示された定員適正化計画、これに基づいた形であると。

ただ、要するに、全体的な歳入が少なくなったときに、どういう形で要するに人件費全体を下げていくかということは非常に重要な話だと思います。要するに、歳入が減るにもかかわらず、人件費は変わらないと、これについてはやっぱり一つの課題かなという、私自身はそういうふうに思っています。

だから、それをいかにして要するに削減するか、そのためにはいろんな策はあると思いますけれども、先ほど委員がおっしゃっていましたような要するにDX化というような話もどんどんどんどん出てきます。

ですから、そういうことも含めながら、やはり今後の職員の定員適正化計画に基づいた形の中で、尾鷲市としてはどういうふうな形で要するに人件費を圧縮するかということも考えていかなきゃならないというのは、これはもう当然そうだと思います。

しかし、今、考え方はそういう形の中できちんとやっぱりやっていかなきゃならないと、基本的には。しかし、ただ、市政なり、調整なり、いろんな行政を運営するに当たって、やっぱり最低人数というのは必要なんですね。要するに、人口が減ったとしても、最低のベースになるやっぱり行政の最低の業務というのはありますから、要するに私は俗に言うと、これを固定費と言っているんですけれども、固定費を下げるということは非常に、あとは変動をどういうふうにしていくかというような、そういう考え方の中で、今後やはりこの辺のところも十分精査した中で取り組んでいきたいと思っております。

○中村委員　　周辺部に支所を置いていただいているのは非常にありがたいんですけれども、今後人口が減っていく中で、郵便局と一緒に業務をしてもらうとか、コンビニで住民票を取っていけるような紀北町みたいな取組をすとか、そういうできる限り市民、住民に負担をかけないけれども、アウトソーシングに持っていけるところを積極的に進められるお考えはありますか。

○加藤市長　　おっしゃるとおり、やはり民間でやっていただく分については、できるところはやっぱりどんどんどんどんアウトソーシングしていくというような基本的な考え方です。

同時に、今現状そういう話の中で、具体的におっしゃっていましたがようなコンビニでの対応どうのこうのと、それもやっぱり今の現状の中でDX化をどんどんどんどん進めていく中で、今の現状としては、尾鷲市はやっておりません。これは費用対効果の話です。

今後やっぱりそういうことが進んで、きちんとその体制が整った中でどうやっていくかということもやっぱり考えていかなきゃならない大きな課題だと思っております。

○南委員長 他にございませんか。

よろしいですか。濱中さん、よろしい。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 次に、公共施設の一部修正についての報告をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、公共施設個別計画の一部修正について御説明を申し上げます。

今回の一部修正につきましては、先般11月10日に開催されました委員会において報告させていただきました体育文化会館、中央公民館等の今後の整備の方向性を踏まえた修正のほか、併せてその他の施設について、現状に即した修正を行うものでございます。

内容につきましては、林主幹のほうから説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○林財政課主幹兼係長 それでは、修正を行ったところを抜粋して説明させていただきます。

まず、6ページを御覧ください。

(2)の対象施設一覧につきましては、除却済みの施設を表中から抹消し、4施設減少の112施設とさせております。

また、10ページまでの表において、経過年数及び一部施設分類等を修正しております。

続きまして、16ページを御覧ください。

3番、市役所庁舎(別館)につきましては、体育館、中央公民館等の改修に併せて機能移転を検討すること、また、機能移転後は除却を行う予定であることを記載したものでございます。

続きまして、26ページを御覧ください。

47番、尾鷲市立中央公民館につきましては、令和4年度に耐震設計を行ってお

りますが、併せて長寿命化改修を進めていく旨を記載するとともに、スケジュールを追記しております。

次に、28ページを御覧ください。

52番、尾鷲市体育文化会館につきましては、令和4年度の耐震診断の結果を受けて、今後の整備の方向性を検討してきたところですが、その結果、耐震補強を行うこと、併せて長寿命化を進め、庁舎別館の一部機能の複合化を図っていくこと等を記載し、併せてスケジュールを追記したものでございます。

53番の尾鷲市立武道場につきましては、体育館及び庁舎別館と併せて検討としておりましたが、現段階では見直し基準非該当であることから、現状維持とさせてもらっております。

次に、29ページを御覧ください。

54番、尾鷲市営野球場（管理棟）につきましては、移転建替の方向性を記載し、スケジュールにつきましては、上段に現野球場のスケジュール、下段には新野球場のスケジュールを追記しております。

次に、33ページを御覧ください。

67番、尾鷲小学校につきましては、令和4年度に給食施設の改修を行った旨、記載をしております。そのほか除却を行った施設の抹消、施設分類の変更なども含め、現状に合わせて修正を行っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、公共施設個別計画の一部修正の説明とさせていただきます。

○南委員長 公共施設の一部修正は以上です。

特にございませんか。

○中村委員 この体育館とか、これまだ予算、何も認める……。

○南委員長 体育館と中央公については、調査費の予算が今議会で上程されておるよね。そのときに詳しい審査はしていただいたらと思いますけれども。どうぞ。

○中村委員 だから、それが終わる前にこれが記載されるということがおかしいんちゃうかなと思うんですけども、なぜこれが先に書かれるんですか。

○南委員長 当然議決の順序からいったら……。

○中村委員 順序がおかしい。

○南委員長 議決が終わってから修正するのが本当だと思うんですけども。

○中村委員 そうしてください。おかしいです、順序が。

○南委員長 あくまでも方向性の計画でございますので、僕もそこら辺は理解して、委員長としてこれを提出することを認めさせていただきました。あくまでも計

画ということで、整合性を持たすために、委員会としてもね。

○中村委員　それでは、否決されたら、この計画がまた変わるということですか。おかしいんじゃないですか。

○岩本財政課長　前回の委員会で方向性としては市から示させていただいておりますので、その旨を反映して計画を今回修正させていただきました。

当然予算が否決されれば変わってきますので、修正もまた、取り下げざるを得ないというふうに考えております。

○中村委員　すみません、それと、33ページの三木小学校と三木里小学校が、これは教育施設でなくなって一般財産になったからここから消えたということですか。これも公共施設には変わりないですよ。これはどこに入るんですか。

○岩本財政課長　先ほど委員が言われたとおりで、学校教育施設からその他のほうの施設に、ちょっと待ってください。47ページ、その他の施設の117番、118番ということで、こちらに移動させていただいております。

○南委員長　普通財産に変わったということですね。

よろしいですか。

○中村委員　はい。

○南委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようですので、財政課の審査を終わります。ありがとうございました。

引き続き、総務課。

よろしいですか、総務課長。

それでは、総務課に入ってくださいました。

総務課は、52号と58号がありますけれども、まず、条例改正の議案、第52号、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてから説明をお願いいたします。

○森本総務課長　総務課です。よろしくお願いいたします。

総務課に関する議案について御説明させていただきます。

議案第52号、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを説明させていただきます。

議案書のほうの1ページのほうを御覧ください。

議案第52号、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等

に関する条例の一部改正についてにつきましては、初任給及び若年層に重点を置きました給料表の水準の引上げ、賞与の支給月を0.1月分引上げなどの国の人事院勧告がなされましたことから、これらを準拠いたしまして、所要の改正を行うため、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

令和5年人事院勧告の概要につきましては、委員会資料のほうで説明させていただきます。

資料のほうの1ページを御覧ください。

令和5年人事院勧告のうち、俸給表の改定につきましては、民間給与との格差0.96%を埋めるため、初任給をはじめ若年層に重点を置きまして、そこから改定率を低減させる形で引上げ改定を行うもので、全体の平均改定率は1.1%というふうになっております。

また、期末・勤勉手当の改定につきましては、期末手当及び勤勉手当の支給月数を均等にそれぞれ0.05月分、計で0.1月分引上げを行いまして、年間支給月数を4.5月とするものでございます。

2ページのほうを御覧ください。

本市におけます人事院勧告による対応につきましては、人事委員会のない自治体については、給料表その他手当の民間準拠に基づく情勢適応させる給与等の改正を根拠といたしまして、本市におきまして、人事院勧告に準拠した対応をしていく方針でございます。

条例改正による影響額、こちらのほうは一般会計の給料で688万6,486円、期末勤勉手当で786万5,968円、国保会計におきましては、給料で28万1,231円、期末勤勉手当で28万9,463円、後期高齢者におきましては、給料で12万5,400円、期末勤勉手当の6万7,170円となります。

こちらに係る予算につきましては、次の議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてから、議案第60号、令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてで説明をさせていただきます。

条例改正の議案における説明は以上となります。御審査の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　もう58号も併せて、予算のほうもお願いします。

○森本総務課長　それでは、議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算

(第6号)の議決についてから、議案第60号、令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の議決について、総務課に係る予算につきまして説明をさせていただきます。

歳出のほうでございますが、人件費につきましては、全ての項目にまたがっておりますので、総務課において一括説明させていただきます。

委員会資料3ページのほうをお願いいたします。

こちらの資料は、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計と国保会計、後期会計ごとに目別の給料、職員手当等について記載させていただいております。

一番下に記載しておりますが、表内、職員数は2名の減で175名であります。給料合計額179万9,000円の減額のほうでございますが、こちらは一般職の人事異動等に伴う減額と本年度の給与勧告の増額分688万7,000円との差引きしたものでございます。

次に、職員手当の主なものといたしまして、扶養手当が95万4,000円の減額、期末勤勉手当が514万7,000円の増額、時間外勤務手当につきましては、給付金事業と通常業務が並行移行の影響により、福祉保健課で130万円の増額、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことで、各課のイベントを中心とした業務が増加したことによりまして、商工観光課のほうでも100万円の増額など、合計1,040万円の増額でございます。

退職手当につきましては、本年度退職の申出があった5名分といたしまして、6,536万3,000円の増額でございます。

職員手当の総計といたしましては、児童手当を除く分で8,126万5,000円の増額となっております。共済費は、53万円の減額で、給料、諸手当の総合計は、児童手当を除き7,893万6,000円の増額となっております。

続きまして、4ページのほうを御覧いただきたいと思います。

会計年度任用職員人件費について説明いたします。

人員につきましては、こちら延べ人数とさせていただいております、150名を見込んでおります。

1節報酬84万9,000円の減額は、主なものとして人員の増減や退職等による期間短縮によるもので、2款一般管理費は3名の増員で、389万9,000円の増額、4款清掃費は、1名減の170万円の減額、9款小学校費は、学びのサポーター1名の減、用務員、介護員等の勤務時間短縮によります195万6,000円の減額が主なものでございます。

2 節給料では、4 款清掃費で 1 名減の 2 0 7 万 8 , 0 0 0 円の減額、3 節期末手当で 3 3 5 万 1 , 0 0 0 円の減額、4 節共済費で 4 7 万 9 , 0 0 0 円の減額、9 節費用弁償で 8 2 万 1 , 0 0 0 円の減額により、合計 6 8 1 万 5 , 0 0 0 円を減額するものでございます。

人件費につきましては、以上でございます。

○南委員長 ないんかな、歳出は。

○森本総務課長 続きますして、人件費以外の総務課に係る補正予算について御説明いたします。

予算書のほうに戻っていただきまして、1 6 ページ、1 7 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、人事管理経費 1 2 8 万 4 , 0 0 0 円の減額は、派遣している職員の公舎の借り上げが必要なくなりましたことから、減額をさせていただくものでございます。

次に、債務負担行為について説明いたします。

7 ページのほうを御覧ください。

債務負担行為のうち、総務課に係るものを説明させていただきます。

3 行目のほうでございます。尾鷲市本庁舎浄化槽保守点検・清掃業務委託及び尾鷲市本庁舎電気保安管理業務委託につきましては、令和 6 年度から令和 8 年度までの限度額を定めるものでございます。

次に、令和 6 年度から令和 1 0 年度までの限度額を定めた尾鷲市本庁舎等通信機器更新借上料につきましては、委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

資料のほうの 5 ページのほうをお願いいたします。

尾鷲市本庁舎等通信機器更新借上料、こちらにつきましては、本庁舎、教育委員会別館、中央公民館、環境課の電話交換機等通信設備の老朽化に伴う更新事業でございます。

現在の電話交換機、こちらのほうにつきましては、平成 1 8 年の導入後 1 7 年が経過いたしまして、主装置や電話機が耐用年数を大幅に超え、補修部品等の製造も終了していることから、故障対応が非常に難しくなっております。

経過年数に伴う劣化等、こちらのほうの懸案を解消するため、現状の設備等に更新することで、外線や内線、利便性の向上、緊急時のリスクの低減、こちらのほうを図りたいと思っております。

更新につきましては、現状の回線や配線を整理した上で、電話機、配線、現在の本庁舎に設置しているメインの装置、こちらのほうを更新するとともに、教育委員

会、中央公民館、環境課、それぞれ装置の拠点を設置することで、故障等の緊急時のリスク、こちらのほうを分散化させること、本庁舎から環境課への内線通話、こちらを今現在できておりませんが、こちらのほうも可能となるようなものを考えております。

内容につきましては、5年間のリースとさせていただきますして、令和6年4月から新しい措置での運用開始を見込み、今年度中に契約等の事業に着手させていただきますということで、債務負担行為を設定させていただいたところでございます。

以上をもちまして、総務課に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審査の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

総務課に係る議案第52号と58号の説明は以上でございます。

○濱中委員 先ほど人件費と歳入の話の中で、市長のほうから職員の適正配置の話、市長の考え方をお聞かせいただいたんですけども、それは一般事務職と技術職では、私は、違いをちゃんと市長は分かって言ってくれておるんやろなと思うんですけど、最近技術職の募集に対してやはり応募される方が物すごく減ってきているような話を聞きますと、同じキャリアを持てば、民間へ行ったほうがとか都会へ行ったほうが大きな仕事ができるというような話の中で、一律押しなべて人件費を抑えていく、DXに頼るということを考えられるのはいかがなものかなというふうな気がするので、その辺り、優秀な人材を集めるためにはという辺りの観点で考え方をもう一度お聞かせいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○加藤市長 仕事の配分というものについては、私はよく言うんですけども、要するに自分の仕事をやっている場合に作業部分と、それから、やはり仕事する、要するに考え、俗に言う企画とか政策とかそういった、それが分けられると思うんですよ、仕事のあれとしては。

極力私は作業に関するものについては、やはり要するに民間委託できるものとか、あるいはそういうデジタル、こういう機械に頼る、そういう形でやったり、でも、役所についてもやっぱりそういう考え、どうやって政策を出して進めていくかという、その二つのやっぱりあれがあると思うんですね。

だから、さっき申しましたように、DX化することによって作業が減らせる分については、どんどんどんどん減らしていったらいいんだと。

しかし、やっぱり市役所というのは、市の方針なり何なり、行政を見通してやはり優秀な人材は必要であると、その辺のところは十分すみ分けておりますから、そ

ういう人材もきちんとやっぱり市職員として私は絶対必要であるという考え方の中で、要するにさっき申し上げました定員適正化計画をベースにしながら考えていきたいと、このように思っております。

○中村委員 優秀な人材の確保というのはすごい大事やと思うんですけども、一旦入っていただいた人材を教育して資格を取っていただくということもすごい大事やと思うんですよ。

ですから、今はAI、すごく文系でも理系の仕事ができる時代になってきているんですけども、ただ、資格というのがやっぱり必要になってくるんですよ、土木、建築、技術的なものに関して。入った中で、その資格を取らせてもらえる、取っていけるような教育体制というのがすごい今後必要になってくると思うもので、どうぞ内部での教育にお金をかけていただけるようなシステムというの構築していただきたいと思います。

○森本総務課長 総務課のほうといたしましては、職員研修のほうに関しましては、三重県の市町総合事務組合、こちらのほうのカリキュラムのほうを御利用させていただいているところで、率先して参加できるような体制を取らせていただいているところでございます。

ステップ研修といいまして、新規採用職員からリーダー研修、課長級の研修まで、それぞれのメニューに沿って段階的に研修を行うというようなこともさせていただいております。

加えまして、能力、先ほど委員おっしゃられた能力の向上の部分ですけども、こちらのほうもパワーアップ研修という形で、あちらの事務組合のほうでは、能力向上研修という形で様々なメニューが組み込まれています。部下のマネジメント研修だったりコミュニケーション能力の向上、いわゆる訴訟の研修とか、あらゆるメニューをされていらっしゃると思いますので、こちらのほうに参加できるような体制、こちらのほうから必ず紹介させていただきまして、能力向上になるような研修のメニューを用意させていただいて、参加できるような形を今後も続けさせていただきたいと思います。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○小川委員 電話機についてちょっとお聞きしたいんですけど、これって停電のときでも使えるような蓄電池というかそういうので、それに対応しているんですか。

○松永総務課長補佐兼係長 新しく今後入れるものについては、停電時も主電源

といたしまして、そちらのほうに停電時の、時間は限られてくるとは思いますけれども、対応はできるものと聞いております。

○小川委員　それと、IP電話も結構ありますよね。八十何台やったかな、あると聞いたんですけど、災害のときに、こっちがあかんようになったらそっち使うとかいろいろできると思うんですけど、多分バッテリーが入ると思うんですけど、大体何時間ぐらいもたせられるのか。この間のように長いこと停電になったら、もう全然ダウンしてしまったら、全然そういうこともできませんし。

○松永総務課長補佐兼係長　時間のほうは、ちょっと把握はまだしてないんですけども、もし電源が落ちれば、一応もし時間が長引いて、停電の期間が長引いて、電源が落ちた場合でも、アナログ回線ということで対応できるようには考えております。

○仲委員　関連で、通信機器の更新で、更新について（２）で、本庁舎に設置する主装置の更新を行うと、教育委員会、中央公民館、環境課にそれぞれ主装置の拠点を設置すると、このように故障等の緊急時のリスクを分散化すると書いているんですけど、この主装置の拠点を設置したことによって、故障、緊急時のリスク分散はどんなような感じの利点があるか、ちょっと詳しく。

○松永総務課長補佐兼係長　今現在のシステムにおいては、本庁舎のほうに主装置として一つ置いてあるだけです。もし仮にこちらのほうが停電になった場合は、教育委員会とか公民館とかそちらのほうも全部止まるような状況になっております。

ただ、今回こういうふうな主電源を分けることで、仮に本庁舎が切れても、教育委員会とか公民館が電気が通っていれば、そちらのほうで電話対応が可能ということになっております。そういうふうな形で考えております。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　それでは、総務課の審査を終了させていただきます。ありがとうございます。

続いて、政策調整に入させていただきます。

それでは、政策調整課所管の議案第58号の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決

についてのうち、当課に係る分について説明いたします。

まず、債務負担行為補正について説明いたします。

補正予算書7ページを御覧ください。通知いたします。

1行目、庁内ネットワークシステム構築機器借上料、限度額1億4,246万5,000円、及び2行目の庁内ネットワークシステム保守業務委託、限度額2,094万円、期間は、いずれも令和6年度から令和11年度の6年間であります。

続いて、8行目の尾鷲市コミュニティバス南輪内線、北輪内線、九鬼・早田線運行業務委託、令和6年度限度額5,371万円、9行目の運行平準化業務委託、令和6年度限度額18万7,000円、及び10行目の尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料、令和6年度限度額2,146万7,000円であります。

内容につきましては、委員会資料にて説明いたします。

委員会資料1ページを御覧ください。通知いたします。

初めに、本市の庁内ネットワークシステムについて御説明いたします。

本市のネットワークシステムは、平成29年度から運用され、稼働から7年が経過しており、現在使用している関連サーバーやネットワーク機器は故障率が著しく高くなってきております。

また、当時サーバーのOSとして採用されましたWindows Server 2012についても、令和6年度中には全てのサポートが受けられなくなることから、現行ネットワークベンダーからは令和7年度以降の保守延長は行えないとの報告を受けており、そのため、セキュリティー対策の観点及び機器故障などによる庁内ネットワークのダウン等のリスクを避けるため、令和6年度中に庁内ネットワークシステムの更新を行う必要がございます。

更新に際しては、現在進めております「尾鷲市DX推進基本方針」及び「尾鷲市DX推進実施計画」において、単に機器の更新を行うだけではなく、進歩したデジタル技術などを活用し、セキュリティーを担保しながら将来的な業務効率化や管理負担の軽減なども考慮に入れたものとするを掲げる予定であることから、これらも踏まえた上で、新ネットワークシステムの構築に係る費用について、債務負担行為補正の計上をお願いするものでございます。

庁内ネットワークシステム機器借上料は、期間として、令和6年度から令和11年度までの6年間、年度ごとの内訳は、記載のとおり、令和6年度につきましては、システム構築期間としてゼロ円、翌令和7年度から2,849万3,000円を5か

年見込んでおります。

次のページ御覧ください。お願いいたします。

庁内ネットワーク保守業務委託でございます。期間として、令和6年度から令和11年度までの6年間、年度ごとの内訳は、令和6年度をシステム構築期間とし、翌令和7年度から418万8,000円を5か年見込んでおります。

続きまして、委員会資料3ページを御覧ください。通知いたします。

資料2、尾鷲市コミュニティバス債務負担行為補正についてでございます。

尾鷲市コミュニティバス5路線の運行を継続していくため、「尾鷲市コミュニティバス南輪内線、北輪内線、九鬼・早田線運行業務委託」、及び「尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料」、並びに「運賃平準化業務委託」について債務負担行為補正をお願いするものでございます。

なお、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理につきましても、令和6年1月に公募を行い、選定後、仮協定を締結させていただき、令和6年第1回定例会におきまして議決をいただいた後、協定を締結する予定でございます。

内容について御説明いたします。

尾鷲市コミュニティバス南輪内線、北輪内線、九鬼・早田線運行業務委託は、令和6年度限度額5,371万円を見込んでおり、内訳は、運行経費から利用料金収入見込額及び補助金見込額を差し引いた金額に消費税を乗じた金額となっております。

続いて、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料は、令和6年度限度額2,146万7,000円、内訳は、運行経費から利用料金収入見込額を差し引いた金額に消費税を乗じております。

続いて、須賀利地区のバス乗り継ぎにおいて生じる運賃差額を調整するための運賃平準化業務委託は、令和6年度限度額18万7,000円となっております。

ここで、補正予算書に戻りまして、引き続き13ページで御説明いたします。通知いたします。

歳入について説明いたします。17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金1億5,000万円の増額は、ふるさと応援寄附金について、令和5年度の寄附金見込額を5億5,000万円と想定して増額するものでございます。

続いて、19ページを御覧ください。通知いたします。

歳出について説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、ふるさと納税事業は7,925万7,000円を増額するもので、財源は、そ

の他特定財源が6,000万円、一般財源が1,925万7,000円でございます。

歳出の内訳は、ふるさと納税事業として、10節需用費24万3,000円は、寄附申請者に対する寄附証明書、お礼状及びワンストップ申請等の発行に関する消耗品費でございます。

次に、11節役務費1,901万4,000円は、寄附申請者に対する寄附証明書、お礼状及びワンストップ申請書等の発送に関する通信運搬費が212万6,000円、ふるさと納税指定納付事務等手数料が1,688万8,000円でございます。

次に、12節委託料6,000万円は、返礼品を含めたふるさと納税関連業務委託料でございます。

続いて、委員会資料に基づき、令和5年度ふるさと納税事業の状況を、政策調整課、西村調整監より報告いたします。

○西村政策調整課調整監 それでは、委員会資料4ページを御覧ください。通知いたします。

ここでは、令和5年度ふるさと納税寄附金の申請件数について、月別状況を示しています。11月30日までの申請件数は2万3,306件で、前年同時期に比べ3,832件上回り、119%と増加しております。

次のページを御覧ください。

ここでは、(2)令和5年度ふるさと納税寄附金の申請金額について、月別状況を示しています。11月30日までの申請金額は3億2,737万3,000円で、前年同時期に比べ6,892万4,000円上回り、127%の増加となっております。

次のページを御覧ください。

(3)令和5年度ふるさと納税返礼品件数の上位10位までを示しております。生食用サーモン切り落としが1万925件で最も多く、続いて、生食用ブリ切り落とし、紀州南高梅まるやか梅干し、冷蔵ボイルマダコ1キログラムと続いております。

次のページを御覧ください。

ここでは、令和5年度ふるさと納税寄附金額及び寄附者の都道府県別の上位5位までを示しております。寄附金額では、1万2,000円が9,727件で最も多く、1万円が4,841件、5,000円が1,224件と続いています。都道府県別では、東京都が5,487件で最も多く、神奈川県、愛知県と続いています。

次のページを御覧ください。

ここでは、令和5年度ふるさと納税事業の活動についてでございます。4月から様々な取組を行いました。特にふるさと納税からつながる関係人口づくりイベントとして、8月5日には、おわせ港まつりへ行こう特別観覧席招待として、前年度寄附者4万362件のうちメールが分かる約2万5,000名に花火特別観覧席招待案内を送ったところ、413組、1,352名の参加申込者があり、抽せんで600名を招待いたしました。

また、令和4年度、首都圏からの寄附者が48.1%と多いことから、首都圏に出向き感謝の気持ちを伝えたい、寄附の使い道についても丁寧に報告したいという思いから、10月28日、29日、東京日本橋三重テラスにおいて、感謝企画「おわせの昼ご飯できたでまっとなるでな一」を開催しました。令和4年度首都圏寄附者のうちメールが分かる分、1万2,497名に案内を送ったところ、5日間で1,460名の参加申込みがあり、抽せんで120名を招待いたしました。感謝祭では尾鷲らしい昼食を提供することで、参加された皆様から大変好評をいただきました。

このような感謝イベントを行うことで、本市の自然や観光等の魅力発信やふるさと納税による寄附の活用事例等紹介など、尾鷲市が寄附者様の身近に感じて応援しなくなる尾鷲市ふるさと納税からつながる関係人口づくりイベントを継続してまいります。

次のページは、令和5年度事業者様と作り上げた新規返礼品94品であります。また、この場をお借りしまして、尾鷲市ふるさと納税事業に賛同していただいております約80の出品事業者様に御礼申し上げます。担当者として、さらに尾鷲市の返礼品や寄附の用途を明確に情報発信し、寄附者様に共感と継続的な支持を得るため尽力してまいります。

現在新たなチャレンジの場として返礼品出品を検討している事業者様がございましたら、年明け2月から随時新規返礼品受付を開始いたしますので、御協力のほどお願い申し上げます。

以上で、議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　　ありがとうございました。

御質疑のある方。

○濱中委員　　ふるさと納税、皆さん、担当者も、返礼品の協力の企業の方たちもすごく頑張っていておられると思うんですけども、資料4ページ、5ページで、

9月が突出していますよね、今年度。

一応ふるさと納税の事業をざっと見たんですけれども、どの辺りの影響が大きいのかなというのはちょっと教えていただければと思います。

○西村政策調整課調整監　　今、濱中委員が質問された9月に今年度1億4,500万という数字で、対前年比520%ということなんですが、これは10月にふるさと納税制度改正ということで、経費割合の減縮化とか、出せない返礼品があるということも、肉、米、当市には関係がなかったんですが、そのようなこともございまして、駆け込みで9月に一山来たということで御理解ください。お願いします。

○濱中委員　　忘れておりました。そうですね。ただ、ここでこっだけわっと駆け込みがあって、この11月から12月、例年の年内駆け込みの辺りには、影響はどうですか。

○西村政策調整課調整監　　濱中委員がおっしゃるように、10月、11月は、当然駆け込みがあったせいで、対前年比の50%というような形で推移はしているものの、12月に入りまして、ある程度持ち直してきているのかなと考えており、5億5,000万の予算計上なんですけど、これは事業者とともに、尾鷲も事業者とともに総力挙げて何とか寄附を取りにいくという思いでちょっと予算計上しておりますので、よろしく願いいたします。

○濱中委員　　すみません、ふるさと納税、ちょっと最後にしたいんですけど、リピーター率は大体どんな感じですか。やっぱりそういう引き続き時間をかけて応援をいただくということも大事な、この事業にはという気がしておりますので、その辺りが出ておりましたら。

○西村政策調整課調整監　　リピーター率についても、今、本市はふるさと納税ポータルサイトをふるさとチョイス、楽天、ふるなびと3社でやっておるんですけど、ふるさとチョイスの動向で言いますと、ふるさとチョイスでは約70%、5億の全体の70%、3億5,000万を集めておるわけなんですけど、その中でも約3,000人ぐらいがこれからも引き続き応援したいということで、尾鷲市の登録をされている方がおられます。

○小川委員　　ふるさと納税のところでちょっとお聞きしたいんですけど、こっだけ5億とか増えてきたということは、担当課、皆さんの頑張り、本当に評価したいと思うんですけど、メニューの中なんですけれども、メニューの中で、前に、私の勘違いか分かりませんが、体験型のクルージングとかあったように思ったんですけど、あれはもうなくなったんですか。

○西村政策調整課調整監 以前、小川委員からの提案もあって、モノからコトへということをよく言われた時期がございまして、その後、委員長からの御指摘もあって、クルーズ船のメニューとか、例えば観光物産協会がやられている熊野古道のまち歩きとか、そういうメニューとか、市内の釣り事業者さんがやられておるクルーズ、須賀利へのクルーズとか、そういうのも当然やっております。

○小川委員 この返礼品の中には入っていますか。

○西村政策調整課調整監 今資料として提供したのは、今年度4月から作り上げた97品でございますので、今現在全部でページに掲載しておるのが503品ございます。その中に入っております。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、政策調整課の審査を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時07分)

(再開 午前11時18分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、防災危機管理課に入ってくださいました。

議案第58号の説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長 防災危機管理課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についてのうち、当課に係る分につきまして、補正予算書及び予算説明書により御説明いたします。

歳出についてであります。

38ページ、39ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費につきましては、327万1,000円を増額し、合計5億4,488万5,000円とするものであります。

内容につきましては、三重紀北消防組合負担金として18節負担金、補助及び交付金327万1,000円を増額するもので、人事院勧告に伴う人件費の増が主なものでございます。

続きまして、債務負担行為補正でございます。

7ページを御覧ください。

当課に係る債務負担行為補正は、5件でございます。

7ページの11段目、尾鷲市防災センター浄化槽保守点検・清掃業務委託、期間、令和6年度から8年度まで、限度額90万9,000円と、尾鷲市防災センター電気保安管理業務委託、期間、令和6年度から8年度まで、限度額50万7,000円。

次のページを御覧ください。

8ページの10段目、消防団車庫浄化槽保守点検・清掃業務委託、期間、令和6年度から8年度まで、限度額210万3,000円、行政協力員団体傷害保険料（三重県委託分）、期間、令和6年度、限度額12万3,000円につきましては、市内に115ある樋門等の操作業務を三重県から水防費として委託されており、4月1日から公務として実働する水防団員のために加入する傷害保険料でございます。

行政協力団体傷害保険料（市管理分）、期間、令和6年度、限度額3万9,000円につきましては、本市管理分の33ある樋門等の操作業務に係る傷害保険料でございます。

以上で、当課に係る補正予算説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○南委員長 説明は以上です。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、終わります。ありがとうございました。

次に、税務課。

よろしいですか。

次の税務課の審査に入らせていただきます。

議案第58号の補正予算と議案第64号の尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について、2本連続でお願いをいたします。

○三鬼税務課長 税務課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち、税務課に係る補正予算は、債務負担行為補正のみとなります。補正予算書にて御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正、表の中段になります。総合住民情報システム用紙印刷

費及び市税等納税通知書作成業務委託の2件であります。

まず、総合住民情報システム用紙印刷費につきましては、令和6年度分の市県民税等の納付書兼領収証書や督促状兼納付書などの総合住民システム用紙の印刷物について、発送までの事前準備や校正などに一定の期間を要するものが複数あることから、年度開始前に一括して発注すべく、債務負担行為として計上するものでございます。期間は、令和6年度、限度額は、233万7,000円でございます。

次に、市税等納税通知書作成業務委託につきましては、令和6年度分の市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税並びに後期高齢者医療保険料の納税通知書作成に係る業務委託であります。年度当初に納付書等を作成するに当たり、一定の期間を要することから債務負担行為として計上するもので、期間は、令和6年度、限度額は、467万1,000円でございます。いずれも、例年同様、この時期において次年度の賦課徴収に向けた準備等のために必要な債務負担となりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第64号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

最初に、条例改正案を御覧ください。

今回の改正案は、主に二つの改正内容となっております。

まず、冒頭の記載が、一つ目、国民健康保険税の賦課限度額の引上げに係る部分となります。これは、令和5年度税制改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援等賦課限度額を現行の20万円から22万円に改正しようとするものであります。

本市におきましては、平成24年度以降、今回と同様に、市民への周知期間を考慮し、国の賦課限度額改正のあった1年後において、この引上げを実施しており、これまでと同様に、令和6年4月1日に引上げを実施しようとするものでございます。

詳細につきましては、後ほど資料に沿って御説明申し上げます。

続きまして、4行目以降が二つ目になります。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正をする法律が公布されたことに伴い、国民健康保険法、地方税法などの関係法令の一部改正が公布され、来年1月1日から、出産した被保険者に係る国民健康保険税の減額措置が実施されることとなりました。

このことに伴いまして、本年9月、第3回定例会におきまして、総合住民情報システム改修に係る補正予算を御承認いただき、現在運用開始に向けた準備等を進め

ておりますが、このたび国から改正準則等が届きましたので、関係法令と同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

こちらにつきましては、令和6年1月1日からの施行となります。

詳細につきましては、市民サービス課より御説明申し上げます。

それでは、賦課限度額の引上げにつきまして、税務課、相賀係長より御説明申し上げます。資料を通知いたします。

○相賀税務課係長　　よろしく申し上げます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、被保険者の納付意欲に与える影響等により、一定の限度を設けることになっております。その上限額を賦課限度額と言います。

本市において、国の令和5年度税制改正の大綱に沿って、本年4月から低所得者に配慮した5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行っています。

一方、賦課限度額の引上げに関する内容については、市民への周知期間等を考慮し、1年遅らせて改正を行ってきました。

今後の国の方針としては、社会保険等の被用者保険のルールとして、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%から1.5%の間になるよう法定されています。そことのバランスを考慮し、国民健康保険税も割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げてくると予想されます。

次に、本市における令和5年度賦課時点の限度額超過世帯です。医療分、26世帯、60人で、割合が1.0%。後期高齢者支援分、29世帯、65人で、割合が1.1%。介護分、20世帯、31人で、割合が2.0%となっております。

資料の2ページは、参考資料として賦課限度額を引き上げた場合のイメージ図と、本市における限度額の推移と、国が示す賦課限度額の表です。

今回の条例改正は、令和4年12月に閣議決定されたものであり、本市としまして、改正に当たり1年間の猶予期間を設けた上で、尾鷲市国民健康保険事業の運営に関する協議会に御審議いただき、今回の賦課限度額の引上げに関する答申をいただいております。

国民健康保険税の中の医療分、後期高齢者支援分、介護保険分の三つのうち、今回、後期高齢者支援分の賦課限度額を令和6年4月1日より現行の20万円から法

定額と同額の22万円に引き上げたいと考えております。

説明は以上です。御審議をお願いします。

○古戸市民サービス課主幹兼係長　　続きまして、産前産後期間の国民健康保険税免除制度について説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

1. 制度概要につきましては、令和6年1月1日より新設される制度で、令和5年11月1日以降に出産予定または出産した被保険者の国民健康保険税のうち、所得割分と均等割分が一定期間免除される制度でございます。免除のためには、被保険者の属する世帯の世帯主による届出が必要となります。なお、出産前に届出を提出する場合は、出産予定日の6か月前から可能です。

2. 制度の詳細で、対象となる方は、令和5年11月1日以降に出産予定または出産した被保険者となります。

免除されるための要件としましては、対象となる方の属する世帯の世帯主の方が、3ページの下の方にあります①の4項目が記載してある保険税軽減届出書と、②の出産日等を明らかにできる書類の写しを提出していただくことで、出産被保険者の国民健康保険税が一定期間免除されることとなります。

次ページを御覧ください。

免除の内容につきましては、本市の国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割の四つで成り立っていますが、免除されるのは、出産した被保険者の国民健康保険税の所得に係る所得割と、国民健康保険加入者全員に均等に係る均等割についてのみであります。

免除されるのは、法律の施行日である令和6年1月1日以降の分となります。

下の図の色づけがされている部分が免除対象期間で、単胎妊娠、1人の妊娠の場合は、出産予定日の属する月または出産した月の前月から起算して4か月、2人以上の同時妊娠の多胎妊娠の場合は、出産予定日の属する月または出産した月の3か月前から起算して6か月間となっております。

免除対象期間に法律の施行前が含まれる場合、例としまして、令和5年11月1日に出産した場合は、令和6年1月分のみが対象となります。このため、一般的な単胎妊娠の場合は、満額が免除されるのは令和6年1月1日以降に出産される方となります。

この制度の周知方法といたしましては、制度案内のチラシを市民サービス課、税務課、母子健康手帳を交付している福祉保健課において配布しております。また、

市広報、ホームページ等で周知いたします。

出産育児一時金の支払いがあった場合に、対象者のほうがまだ申請されていなかった場合、被保険者に勧奨通知を送らせていただきます。

免除された国民健康保険税額は、2分の1を国が負担し、残りの4分の1ずつをそれぞれ県と市が負担することになっています。

産前産後期間の国民健康保険税免除制度の説明については、以上です。

○南委員長 該当者は何人ぐらいになるの、大体。

○古戸市民サービス課主幹兼係長 例年、出産育児一時金の申請が6人程度ですので、10名以下だとは考えております。

○南委員長 分かりました。

○三鬼税務課長 以上で、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 税務課の議案第58号と64号の説明は以上です。

御質疑のある方。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、審査を終了いたします。ありがとうございました。

引き続き、市民サービス課、お願いします。

市民サービス課に入ってくださいました。

市民サービス課は、議案第53号、55号、58号、59号、60号と、6議案あるわけなんですけれども、まず、53号と55号をお願いいたします。

それでは、53号の尾鷲市手数料徴収条例の一部改正についてと、関連すると思いますので、議案第55号、尾鷲市墓地公園使用条例の一部改正についての2議案の説明を求めます。

○湯浅市民サービス課長 市民サービス課です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第53号、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正につきまして御説明申し上げたいと思います。

議案書の23ページを御覧ください。

この条例改正につきましては、戸籍法の一部を改正する法律及び地方公共団体の

手数料の標準に関する政令の改正を伴うものでございます。

それでは、委員会の資料の1ページを御覧ください。

改正内容につきましては、(1)から(4)までの四つでございます。

まず、一つ目が、本籍地以外での戸籍謄本等の交付、いわゆる広域交付が可能になったことに伴い、尾鷲市に本籍を置いていない方であっても、戸籍謄本等を取得することが可能となりますので、その際の手数料を規定する改正でございます。

二つ目が、戸籍または除籍の電子証明書提供用識別符号の発行の請求が可能となりますので、その際の手数料を規定する改正でございます。戸籍等の電子証明書提供用識別符号とは、行政機関等が戸籍等の電子証明書を取得するための符号のことで、利用者がこの符号を行政機関等に提供することにより、戸籍の謄本などの提出を省略できるものでございます。

一つ例を挙げさせていただくと、パスポートの申請の際に戸籍謄本などの添付が必須でありますけれども、電子証明書提供用識別符号を取得することによって戸籍謄本の添付が不要となります。

このように、行政機関などに提出する戸籍謄本等の添付が必要なくなる手続が拡大していくことになり、市民の利便性が向上するということが期待されております。

この符号は、マイナポータル利用者であれば無料で取得できるんですけれども、そうでない方がこの符号が必要となった際に、紙媒体として提供するための今回は改正となっております。

三つ目と四つ目が戸籍関係の届出書を画像情報として保管することとなり、その届出書などの内容証明書の取得及び閲覧が可能となりますので、その際の手数料を規定する改正でございます。現行では、市に提供された婚姻届や死亡届などのコピーの取得や閲覧はできません。それが今後可能となります。

これらの改正につきましては、国からは手数料の標準が示されており、本市においては、従来どおり標準と同額の手数料を定めるものでございます。

そのほか、詳細につきましては、資料の2ページから4ページで制度の概要をお示ししておりますので、また、後ほど御覧いただければと思います。

議案第53号についての説明は以上でございます。

○南委員長　　引き続いて、お願いいたします。

○湯浅市民サービス課長　　続きまして、議案第55号、尾鷲市墓地公園使用条例の一部改正についてにつきましては、議案書に基づき御説明申し上げます。

議案書の28ページを御覧ください。

この条例改正につきましては、折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事が来年2月末に完了する予定であることを受け、新年度より、折橋墓地から新墓地への移転を開始するため、市営墓地といたしまして、光ヶ丘墓園に加えて、新たに小原野墓園の名称及び所在地を追加するとともに、小原野墓園の永代使用料を定めるものでございます。

小原野墓園の永代使用料につきましては、委員会資料の5ページを御覧ください。

これまで整備した市営墓地、光ヶ丘墓園につきましては、市の単費により造成されており、使用料の算定に当たりましては、造成工事費や墓地用地の取得に要した費用等から区画数や区画内の面積を除いて、平米当たりの使用料を設定しております。

一方、今回の小原野墓園につきましては、尾鷲港新田線整備に伴い、公共施設等の機能回復を図ることを目的に、公共補償により墓地移転に要する費用が県から補償されており、新墓地整備につきましては、市の単費がほとんど生じない事業となっております。

このように、小原野墓園につきましては、光ヶ丘墓園とは形成された経緯が異なり、公共補償により墓地が整備されたことを考慮いたしますと、従前のように、造成工事などの墓地整備に係る費用負担を墓地使用者に求めることは、県からの補償と墓地使用者からの受益者負担の二重負担となることから、移転対象者以外の墓地利用者を受け入れる際に県への補償金返還となることが懸念されます。

このような点を考慮いたしまして、①の永代使用料の設定についてに記載しておりますように、小原野墓園の永代使用料の設定に当たっては、前提といたしまして、将来にわたる管理費を永代使用料として徴収する性質のものとして設定したいと考えております。

まず、市内墓地の標準的な年間管理費、1区画当たり5,000円を基礎とし、年忌法要の弔い上げとなる節目の年数、五十回忌までの50年を乗じる方法により、1区画当たりの永代使用料を25万円に設定しております。

小原野墓園につきましては、1区画の面積が3平米となっておりますので、1区画当たりの永代使用料25万円に面積の3平米を除いて、平米当たりの永代使用料を8万3,000円に設定するものでございます。

なお、今回規定する永代使用料につきましては、折橋墓地からの移転対象者を除く、墓地の使用許可を受けようとする方に対して徴収するもので、移転対象者の方は、費用は発生しませんので、よろしく願いいたしたいと思っております。

また、参考までに、2の永代使用料の表につきましては、尾鷲市墓地公園使用条例の第7条に規定しております市営墓地の1平米当たりの永代使用料を掲載しております。

議案第55号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第53号と55号の説明は以上です。

御質疑ございませんか。

○小川委員 議案第53号の手数料についてちょっとだけお伺いいたします。

これって、これまでですと、尾鷲市まで来て戸籍とか取っていたと思うんですけど、自分の住んでいる、もし東京にいたら、東京で自分の戸籍、尾鷲にある戸籍を申請して取れるということなんですよ。

○湯浅市民サービス課長 そのとおりです。

○小川委員 これ、手数料が書いてありますけど、その手数料というのは、尾鷲市には全然入ってこなくて、申請した場所がみんな手数料を取ることなのでしょうか。

○湯浅市民サービス課長 そのとおりです。その出した市町に入ります。

○小川委員 これ、システムでできるようになると、個人情報流出とかそういうリスクも高まるということも考えられるんですけど、それは国の責任なんですか。

○湯浅市民サービス課長 基本的には、窓口に取りに来ていただく部分については、全国各市町、同じように身分証明書を出されたり、委任状を出されたりして取るので、その辺は、犯罪の例えば温床になるだとか、そういうことは、窓口に取りに来ていただく分についてはそんなに、我々としては、やることは今までどおり変わらないと思います。

○小川委員 他市町で尾鷲にある戸籍を取る場合、尾鷲市としては、何も仕事しなくても、そのままシステムに入っていく、よそのが入ってきて、何も仕事しなくていいんですか。

○湯浅市民サービス課長 全国どこでも、その市町の職員が他市町の全国のやつを出せることになりますので、そういうことになるかと。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 この戸籍電子証明書のマイナンバーカードにそのままそれが入っていくんですか。それとも、もう一枚カードが出るんですか。

○永井市民サービス課係長　　この識別符号なんですけど、市町村が機械で発行して紙で出すパターンと、マイナポータルでその識別符号を取得して、それを言うたら暗号的なあれを発行して、それを行政機関にその符合を提出して、その行政機関がその識別符号によって戸籍の内容が見れるというシステムになっております。

マイナンバーカードに直接その識別符号をつけるのではなくて、ちょっとその細かいことはまだちょっと決まってないかとは思いますが、識別符号、言うたら紙で発行する場合は暗号、1、2、3、4、5、6、X、Yみたいな暗号を渡して、それを行政機関が受け取って、その暗号を見てシステムで戸籍が見えるというような感じになるんですけど。

○湯浅市民サービス課長　　中村委員おっしゃっていただいた、今、係長説明させていただいたんですけど、我々のイメージするところは、暗号を読み取るものが持っていく先であると。その暗号の中に戸籍の情報が入っておって、それを読み取るリーダー的なものが持っていく相手先にあるという感じ。

○中村委員　　それを持っていくのは、申請者が紙でその番号を書いてもらって持っていくんですか。勝手に送ってくれるの。

○湯浅市民サービス課長　　その暗号を取るという今回改正なんです。暗号を紙化して取るという改正なんです。マイナポータルの場合は自分でできるという。

○中村委員　　マイナンバーカードを持っていたら自分でできる、カードを持って持っている人は、無料でその番号の書いた紙をもらって、それをまた違う県に持って行ってパスポートをもらうというシステムですか。

○湯浅市民サービス課長　　紙を出す場合はお金がかかります。暗号化した紙を持っていく場合はお金がかかります。手数料ね。

（「無料は」と呼ぶ者あり）

○湯浅市民サービス課長　　無料は、マイナポータルで自分でやった場合は無料でできます。

（「マイナポータルで、携帯で、ぱぱっと自分でやった場合は」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　それでは、引き続いて、補正予算関係、58号、59号、60号、3本合わせて説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長　　それでは、続きまして、議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るも

のにつきまして御説明申し上げます。

予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、補正額978万4,000円を追加し、2億3,051万6,000円とするものでございます。

1節総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金869万1,000円及び空き家対策総合支援事業補助金109万3,000円の追加でございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の詳細につきましては、後ほど歳出にて御説明申し上げます。空き家対策総合支援事業補助金の増額につきましては、特定空家の解体に係る略式代執行などで、費用回収が困難なケースに限り、当該補助金の補助率の上限が5分の2から2分の1に引き上げられたことによるものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金は、補正額25万円を追加し、797万1,000円とするものでございます。

1節総務費補助金の三重県空き家対策総合支援事業補助金25万円の追加で、特定空家の解体に係る国の補助決定に伴い、県から当該補助金の上限額の交付決定を受けたものによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

18ページ、19ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目交通安全対策費は、補正額106万5,000円を追加し、539万6,000円とするものでございます。台風7号により破損したカーブミラーの修繕料で、既に第3回定例会におきまして、補正により増額させていただいたところでございますが、その後、新たにカーブミラー4基の破損が発覚したことによるものでございます。

9目生活相談費は、補正額130万2,000円を減額し、1,247万6,000円とするものでございます。特定空家解体工事費確定に伴う減額でございます。

次ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、補正額1,088万3,000円を増額し、7,763万6,000円とするものでございます。戸籍システムと住基システムのマイナンバーカードへの振り仮名表記の法制化対応で、ひもづけ機能を追加するものであり、個人番号関係住基システム改修業務委託料475万8,000円及び個人番号関係戸籍システム改修業務委託料499万4,

000円でございます。

続きまして、債務負担行為補正でございます。

7ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正のうち、上から13段目の須賀利センター外9館浄化槽保守点検・清掃業務委託524万4,000円、及びその一段下の集会所6か所浄化槽保守点検・清掃業務委託84万6,000円の追加につきましては、センター及びコミュニティバスセンター並びに集会所の浄化槽保守点検・清掃業務委託に係る契約期間がいずれも今年度末で満了になることに伴い、令和6年度より新たに3年間の債務負担行為を計上するものでございます。

議案第58号についての説明は以上でございます。

○南委員長 併せて。

○湯浅市民サービス課長 続きまして、議案第59号、令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてにつきましては、予算書並びに委員会資料に基づき御説明させていただきます。

予算書の51ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,208万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億6,718万4,000円とするものでございます。

続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

58ページ、59ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。3款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、補正額5,842万3,000円を追加し、15億9,027万2,000円とするものでございます。歳出にて説明しますが、保険給付費の見込み増に伴う増額でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、補正額242万9,000円を増額し、1億9,872万4,000円とするものでございます。主に人事異動等による人件費の増加に伴う増額でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正額13万3,000円を増額し、3,196万7,000円とするものでございます。内訳等は歳出にて説明いたします。

7款諸収入、2項雑入、5目雑入は、補正額110万円を増額し、204万円と

するものでございます。令和5年度から実施いたしております高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の事業費として三重県後期高齢者医療広域連合から交付されるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

市民サービス課に係るものとしたしまして、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等は、補正額3,275万6,000円を追加し、13億1,819万円とするものでございます。

2項高額療養費、1目一般分高額療養費は、補正額2,566万7,000円を追加し、2億2,765万3,000円とするものでございます。いずれも保険給付費の見込みの上方修正に伴う増額で、財源は保険給付費等交付金でございます。

続きまして、5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費は、補正額151万7,000円を減額し、1,010万8,000円とするものでございます。今年度から実施いたしております高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業のための報償費に4万2,000円、旅費に5,000円、需用費に2万3,000円、次ページを御覧ください。役務費に4万5,000円、使用料及び賃借料に1万8,000円を追加するものであります。委託料、特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務委託料につきましては、特別調整交付金の支給条件である結核及び精神に関する医療費が全体医療費の14%を下回る見込みであるため、実施を取り下げさせていただくものでございます。

続きまして、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、補正額274万3,000円を追加し、1,024万5,000円とするものでございます。補正の歳入歳出の差額分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

それでは、委員会資料の6ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立額が274万3,000円となり、国保財政調整基金の令和5年度末残高は、2億2,700……。

○南委員長 課長、ちょっとすみません。時報のため。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○南委員長 お願いします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、引き続き、今回の補正での国保財政調整基

金の積立金が274万3,000円となり、国保財政調整基金の令和5年度末残高は、2億2,756万円となる見込みでございます。

それでは、予算書にお戻りいただき、62ページ、63ページを御覧ください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目保険給付費等交付金償還金は、補正額7,000円を追加し、707万円とするものでございます。事業費確定に伴う特別調整交付金分の前年度精算金でございます。

議案第59号についての説明は以上でございます。

○南委員長 続けて、お願いします。

○湯浅市民サービス課長 続きまして、議案第60号、令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の65ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ64万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億8,735万円とするものでございます。

続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

72ページ、73ページを御覧ください。

歳入でございます。2款繰入金、1項繰入金、1目繰入金は、補正額150万4,000円を減額し、4億5,219万円とするものでございます。

1節事務費繰入金の内容は、人事異動による人件費減額に伴う繰入金の減額でございます。

続きまして、4款諸収入、3項雑入、1目雑入は、補正額214万9,000円を追加するものでございます。今年度から実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の事業費として、三重県後期高齢者医療広域連合から交付されるものでございます。事業を実施する保健師の人件費として交付されております。

議案第60号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第58号、59号、60号の補正予算関係についての質疑に入ります。

御質疑のある方、御発言を願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようでございますので、市民サービス課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

昼食のため休憩をいたします。再開は1時20分からといたします。

(休憩　午後　0時03分)

(再開　午後　1時15分)

○南委員長　　少し早いようですけれども、ただいまより、引き続き、行政常任委員会を開催させていただきます。

次に、福祉保健課に入ってくださいました。

福祉保健課は3議案あるんですね。まず、議案第54号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましての説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長　　福祉保健課でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第54号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、こども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事　　それでは、議案第54号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきまして、説明いたします。

議案書の26ページを御覧ください。通知いたします。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

国における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準における特別利用教育に関する条文の読替規定中の不備が改められたことに伴い、同様に本市の条例においても対応する条文を改めるものでございます。

なお、特別利用教育とは、保育所または認定こども園での保育を希望する3歳以上の2号認定子供に対して、地域に保育所や認定こども園がない場合や定員に空きがないなどの理由で幼稚園を利用する場合に行われる教育のことを言い、今回条文

に加えられる特別利用教育を提供している施設は幼稚園のことを指します。改正前の国基準において、この特定利用教育を提供している施設の読替規定中に認定こども園が含まれていたことから、今回の改正において除外されることとなりました。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長 以上が議案第54号の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ただいまの条例改正の説明に御質疑のある方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、58号の補正予算の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の12、13ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金611万8,000円の増額は、1節社会福祉費負担金611万8,000円の増額で、そのうち障害者自立支援給付費等国庫負担金739万6,000円の増額は、利用者の増加等に伴う増額でございます。

次に、障害者医療費国庫負担金251万3,000円の減額は、利用者の減少に伴う減額でございます。

次に、障害児施設措置費国庫負担金123万5,000円の増額は、利用者の増加に伴う増額でございます。

次に、2目衛生費国庫負担金80万2,000円の増額は、1節保健費負担金80万2,000円の増額で、新型コロナウイルス予防接種健康被害救済給付費負担金80万2,000円の増額は、新型コロナウイルス予防接種における健康被害により、国の救済が決定した方への給付費に係る負担金でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金37万1,000円の増額は、1節社会福祉費補助金25万円の増額で、地域生活支援事業費等補助金25万円の増額は、利用者の増加等に伴う増額でございます。

2節児童福祉費補助金12万1,000円の増額は、保育対策総合支援事業費補助金12万1,000円の増額で、国が推奨する保育所等への使用済みおむつ保管

用ごみ箱の設置に係る補助金でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金305万9,000円の増額は、1節社会福祉費負担金305万9,000円の増額で、三重県障害者自立支援給付費等負担金244万2,000円の増額及び三重県障害児通所給付費等負担金61万7,000円の増額は、国庫負担金と同様、利用者の増加に伴うものでございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金180万1,000円の増額は、1節社会福祉費補助金168万円の増額で、三重県障害者自立支援給付費等補助金12万5,000円の増額は、国庫補助金と同様、利用者の増加等に伴う増額でございます。

次に、子ども医療費補助金155万5,000円の増額は、受診回数の増加等に伴う増額でございます。

2節児童福祉費補助金12万1,000円の増額は、保育対策総合支援事業費補助金12万1,000円の増額で、国庫補助金と同様、保育所等への使用済みおむつ保管用ごみ箱の設置に係る補助金でございます。

次ページ、14、15ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、4目衛生費寄附金82万2,000円の増額は、1節保健費寄附金82万2,000円の増額で、明治安田生命保険相互会社様から健康増進等の目的で寄附をいただいた寄附金でございます。

6目民生費寄附金10万3,000円の増額は、1節児童福祉費寄附金10万3,000円の増額で、先月、本市で行われました第31回バイブズミーティング会場において、児童虐待防止活動を実施したポラリス・ジャパン株式会社様より、イベントを通じて行った募金活動により集まった募金を御寄附いただいたものでございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目雑入2,915万7,000円の増額は、3節民生費雑入2,915万7,000円の増額で、紀北広域連合負担金の前年度精算金でございます。

次に、歳出でございます。

22、23ページを御覧ください。通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,023万円の増額のうち、細目社会福祉一般総務費64万2,000円の減額は、負担金の紀北広域連合負担金64万2,000円の減額で、広域連合職員人件費等の減額によるものでござい

ます。

次ページ、24、25ページを御覧ください。

次に、3目自立支援給付事業1,274万円の増額のうち、細目介護給付・訓練給付費1,224万円の増額は、扶助費の生活介護事業費760万円の増額、就労継続支援A型事業費231万2,000円の増額及び共同生活援助事業費396万4,000円の増額は、いずれも利用者の増加に伴うものでございます。自立支援医療費（更生医療費）502万4,000円の減額は、受給資格者の減少に伴うものでございます。補装具給付事業費91万7,000円の増額は利用者の増加に伴うもの、及び放課後等デイサービス給付費247万1,000円の増額は、利用者の増加に伴うものでございます。

細目地域生活支援事業費50万円の増額は、移動支援事業委託料50万円の増額で、障がい者等の社会参加のための外出を支援する事業で、利用料が増加したことによる増額でございます。

次に、6目子ども医療費545万3,000円の増額は、細目子ども医療費助成事業545万3,000円の増額で、扶助費の子ども医療費助成金545万3,000円の増額は、未就学児及び小学生の医療機関への受診回数の増加等に伴うものでございます。

2項児童福祉費につきましては、こども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事　それでは、説明いたします。

1目児童福祉総務費のうち、福祉保健課に係る分は、次ページを御覧ください。

細目児童福祉一般総務費に係る分で、1節報酬9万2,000円の増額は、子ども・子育て会議委員報酬9万2,000円の増額でございます。

今年度の子ども・子育て会議は、令和7年度に更新される第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画に係る策定準備を議題とし、夏頃、国のこども大綱が示される予定であったため、初回を秋に開催、アンケート調査実施後、2回目の開催を予定しておりました。

しかし、国のこども大綱の提示が12月にずれ込んだことで、会議の開催とアンケート調査実施時期を再設定する必要が生じ、会議を1回追加する必要が生じたためでございます。

18節負担金、補助及び交付金16万2,000円の増額は、ファミリーサポートセンター利用料補助金16万2,000円の増額で、ファミリーサポートセンター事業の利用見込み増加に伴う当初予算との差額分の増額でございます。

2目児童措置費、細目保育所等事業に係る18節負担金、補助及び交付金36万3,000円の増額は、歳入で説明のありました国が推奨する保育所への使用済みおむつ保管用ごみ箱の設置に係る使用済みおむつの保管用ごみ箱等購入費補助金で、ひのきっこ及び保育所4園に係るごみ箱6個分の設置に対する国、県、市で財源をそれぞれ3分の1とする補助金でございます。

保育所における従来の使用済みおむつの取扱いにつきましては、各園で個別に使用済みおむつを一時保管し、子供の引渡し時の際、保護者に手渡し、各家庭で処分しておりますが、国において、保護者の負担軽減や保育所での衛生管理面の改善、保育士に係る業務負担の軽減などの理由から、保育所で一括保管し処分するためのごみ箱設置が推奨されております。

次に、細目児童相談事業に係る10節需用費10万4,000円の増額は、歳入で説明のありました児童福祉寄附金に係る児童虐待防止啓発や子供の発達支援のための消耗品購入に係るものでございます。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長 次ページ、28、29ページを御覧ください。

次に、4款衛生費、1項保健費、2目予防費80万2,000円の増額は、細目予防接種事業80万2,000円の増額で、負担金の新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金80万2,000円の増額は、歳入でも御説明した新型コロナウイルス予防接種における健康被害により、国の救済が決定した方への給付費でございます。国の補助金10分の10での給付費になります。

3目保健事業普及費82万2,000円の増額は、細目健康増進事業82万2,000円の増額で、需用費の消耗品費2万2,000円の増額及び備品購入費80万円の増額は、明治安田生命保険相互会社様から健康増進等の目的で御寄附いただいたことから、保健指導等で活用するため、部位別の筋肉量や体脂肪量等が測定できる体成分分析装置及びそれに係る専用測定用紙等の消耗品費の増額でございます。

次に、7ページを御覧ください。通知いたします。

第2表債務負担行為補正でございます。福祉保健課分は表の中ほど、17段目になりますが、尾鷲市福祉保健センター浄化槽保守点検・清掃業務委託で、期間は令和6年度から令和8年度まで、限度額は470万1,000円でございます。

1段下の尾鷲市福祉保健センター電気保安管理業務委託で、期間は令和6年度から令和8年度まで、限度額は105万6,000円でございます。

1段下の尾鷲市立林町会館浄化槽保守点検・清掃業務委託で、期間は令和6年度

から令和8年度まで、限度額は20万4,000円でございます。

以上が福祉保健課の令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 58号の補正の説明は以上です。

御質疑のある方、御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 なければ、引き続きまして、議案第65号のほうの説明をお願いいたします。追加分ですね、これは。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第65号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の8、9ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2億5,639万8,000円の増額は、1節総務費補助金2億5,639万8,000円の増額で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億5,639万8,000円の増額は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の負担感が大きい低所得者に対して支給する給付金事業に係る国庫補助金になります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金454万6,000円の増額は、2節児童福祉費補助金454万6,000円の増額で、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）補助金454万6,000円の増額は、物価高騰の影響が特に大きい低所得者のひとり親世帯を支援する観点から、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）を支給する給付金事業に係る県補助金になります。

次に、歳出でございます。

次ページ、10、11ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、9目生活困窮者自立支援事業費2億5,639万8,000円の増額は、細目物価高騰対策生活支援給付金（追加対策分）給付事業2億5,639万8,000円の増額で、歳入で御説明したエネルギー・食料品価格等の物価高騰の負担感が大きい低所得者に対して支給する給付金事業に係る事業費でございます。

詳細につきましては、資料に基づき担当係長から御説明いたします。通知いたします。

○林福祉保健課係長　それでは、資料 1、物価高騰対策生活支援給付金（追加対策分）について御説明いたします。

1、事業目的につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）を財源として、物価高騰に直面し、負担増の影響が特に大きい住民税非課税世帯を支援するために給付金を支給するものでございます。

2、対象者の方につきましては、令和 5 年 1 2 月 1 日現在において、尾鷲市に住民登録がある令和 5 年度分の住民税非課税世帯の方が対象でございます。今回は、国の交付金算定において住民税均等割が課税されている方に扶養されている非課税世帯の方及び家計急変世帯の方は対象外となっております。理由としましては、今後、国の経済対策として扶養家族に応じた所得税、住民税の定額減税等が検討されていることと、財源となる国の交付金の算定基礎としても、住民税均等割が課税されている方に扶養されている非課税世帯は除外されたためです。

今回の給付方法につきましては、対象となる非課税世帯へ確認書を送付させていただき、扶養状況の確認や入金する口座を確認いただいた上で、その内容を御返送いただき、その後、給付金を支給させていただく方法となります。

3、給付額につきましては、1 世帯につき一律 7 万円でございます。

4、支給日につきましては、確認書を 1 月上旬の発送を目途とし、確認書の返送を受けて審査を行い、2 月上旬から順次支給してまいります。

5、対象見込世帯につきましては、3,600 世帯でございます。

6、事業費ですが、総額 2 億 5,639 万 8,000 円で、主な内訳は、給付金支給に伴うシステム改修費 235 万 7,000 円及び物価高騰対策生活支援給付金（追加対策分）2 億 5,200 万円となります。

なお、財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、重点支援地方交付金 2 億 5,639 万 8,000 円で、10 分の 10 の補助率となります。

説明は、以上となります。

○山口福祉保健課係長　予算書の 10、11 ページにお戻りください。通知いたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目母子父子福祉費 454 万 6,000 円の増額は、細目低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）給付事業 454 万 6,000 円の増額で、歳入で御説明した物価高騰の影響が特に大きい低所得者のひとり親世帯を支援する観点から、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金

(追加対策分)を支給する給付金事業に係る事業費でございます。

詳細につきましては、資料に基づき課長補佐から御説明させていただきます。通知いたします。

○小川福祉保健課長補佐兼係長　それでは、資料2、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）について御説明いたします。

(1) 事業目的につきましては、物価高騰の影響が長期化し、依然として非常に厳しい経済情勢の中で、特に影響の大きい低所得のひとり親世帯を支援する観点から、県の低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）補助金を財源として支給するものでございます。

(2) 対象者につきましては、令和5年11月分の児童扶養手当を受給している方で、申請は必要ありません。

(3) 給付額につきましては、児童1人につき一律2万円でございます。

(4) 支給日につきましては、1月下旬を予定しております。

(5) 対象見込数につきましては、140世帯、対象児童214人を想定しております。

(6) 事業費につきましては、総額454万6,000円で、内訳は、御覧のとおりでございます。

なお、財源につきましては、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）補助金、補助率は10分の10でございます。

説明は以上となります。

○山口福祉保健課長　以上が、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　御質疑のある方、御発言を。

○小川委員　二、三お聞かせください。

10万円のセットになって、前回3万円支給されました。今回7万円ということで。前はプッシュ型でしたよね。今回、確認書を送付するというので、これ申請型ということで、確認書が届いた時点で支給対象になるのか、それと、これ、分からない人も出てくると思うんですけど、その周知はどのようにされるんですか。

○山口福祉保健課長　まず、対象の方には個別に御案内を送付させていただきますが、周知につきましては、来月1月の広報に載せることと、あと、SNS等を活用した広報に周知していきたいと考えております。

- 小川委員　それと、世帯で扶養家族になっている方と、その確認だと思うんですけど、それを照合とか突合するのに、これ完璧にできるのかなという心配があるんですけど、それは大丈夫なんですか。
- 山口福祉保健課長　扶養されている方の確認というのは、システム上で確認するんですけども、委員おっしゃられるのは、市外の方からの扶養とかという方だと思うんですが、確認書の中にはそういった扶養されていないですかというようなチェックをしていただく、自己申告になりますけれども、そういった欄も設けてありますので、もし後日、扶養されていることが判明されれば、当然返還していただく形にはなるとは思いますが、そこで確認するようにはしております。
- 小川委員　前回の3万円の前のときもそうでしたけれども、その確認書、分からなくてもらってしまったり、正直に扶養になっていきますという人もいましたし、その点くしゃくしゃに……。これ国の整備の不備だと思うんですけど、確実にそれ分かりませんか、どうなんですか。
- 山口福祉保健課長　こちら側での確認というのはなかなか、先ほど言ったように難しい点があるんですけども、もうあとは御家族の方に確認していただいて、申請していただく形になりますので、そこはその申請に従ってうちは給付していく形になりますが、先ほども申しましたとおり、もし扶養されている方が判明した場合には、返還していただく形になると思います。
- 小川委員　できるだけ早く支給できるようにしていただきたいんですけど、それと、通知、来ているかどうか分かりませんが、定額減税の恩恵を十分に受けられない方も見えますよね、所得税の関係とかそういうので。そういう方も多分支給されると思うんですけど、それはまだ国のほうからどういう手続を取るとか、それはまだ来てないですか。
- 山口福祉保健課長　おっしゃられるように、今、国のほうでは、経済対策として定額減税のことがいろいろ議論されておるようですが、正式にはまだこちらには届いてない状況ですので、届き次第、迅速に対応できるように努めてまいりたいと考えております。
- 小川委員　確認なんですけれども、そのはざまの人というのは、支給はあるのかなのか、それだけお答えください。
- 山口福祉保健課長　これもまだ正式には来てないんですけども、今、先ほどの定額減税とのはざまにある方については、給付金を支給するような形で国のほうでは議論されておるようですので、通知が来ましたらすぐに対応できるように、準備

はしておきたいと思っております。

○西川委員　　ちょっと分からんもんでお尋ねしますが、低所得者のひとり親世帯の金銭的なラインというのは幾らなんですか。

○山口福祉保健課長　　ちょっと資料にもあるんですけども、対象者が令和5年11月児童扶養手当の受給者、この児童扶養手当を受給される所得の基準なんですけれども、子供の数によって違ってはきますが、全額支給される方と、一部支給される方がいるんですけども、全額支給の方が所得で49万円、一部支給される方が所得で192万円、収入では285万円、これが扶養ゼロの方なんですけど、今回の対象は、一部でも児童扶養手当が支給されている方に支給されますので、収入でいくと285万円未満、扶養親族が1人いる場合、収入でいくと340万円未満という形になっております。

○西川委員　　ちょっと変な考え方なんですけど、これ所得が例えば290万の方がみえるとしますよね。そうしたら、もらってない人より2万円安くなるんですけど、そんな差額とかは見ないんですか。

○山口福祉保健課長　　所得、収入の基準というのが、この児童扶養手当には決まりが、先ほど言ったように、あります。おっしゃるように、そういったぎりぎりのラインの方というのがどうしてもそういう不公平感といいますか、出てくるかとは思いますが、もうそこが国のライン、基準となっておりますので、そういった方、所得の限度を超えている方については、支給がないというような状況でございます。

○西川委員　　ちょっとずるして、会社で1万円下げて、くれとなったときはもらえるんですか、これ。

○山口福祉保健課長　　あくまで申告していただいた、会社でしたら、会社のほうが申告していただいた金額によって、うちは算定しておりますので、そのような形で支出していきたいと考えております。

○南委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、福祉保健課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

続いて、環境課に入ってください。

それでは、環境課所管のまず議案第58号のほうから説明をお願いいたします。

○民部環境課長　　環境課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）のうち、環境課所管予算について説明いたします。

補正予算書7ページを御覧ください。

債務負担行為の補正であります。このうち環境課に係るものは、中段より少し下の20段目になるんですけど、環境課事務所浄化槽保守点検・清掃業務委託から、一番下の行から5番目の廃棄物搬入受付・分別業務委託までの9本であります。

委員会資料を御覧ください。

内容は、それぞれ業務名どおりで、指定ごみ制度や、そのごみ袋の保管配送、また、清掃工場に係る資源ごみ保管・運搬や処理関係の委託業務で、令和6年度開始前の事務手続が必要になるため、例年計上させていただいております。期間、限度額、その他詳細は記載のとおりであります。これら業務の限度額につきましては、ほぼ前回並みの金額であります。

債務負担行為補正の説明は以上であります。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、議案第58号の審査を終了いたします。

それでは、引き続き、議案第63号、和解及び損害賠償の額の決定についての説明をお願いいたします。

○民部環境課長 環境課です。引き続き、よろしく申し上げます。

それでは、議案第63号、和解及び損害賠償の額の決定についてを説明させていただきます。

本議案は、環境課の会計年度任用職員が起こした交通人身事故に係る物損分の和解と損害賠償の額が決定したことによるものであります。

詳細につきましては、本年4月21日の臨時議会に係る全員協議会で報告説明させていただいておりますが、何分時間がたっていることでもありますので、事故の概要を説明させていただきます。

本年3月13日に環境課の会計年度任用職員が運転する不法投棄パトロール車が、市内瀬木山地内の信号のない四つ角交差点において衝突事故を起こし、相手方の人身、車両へ損害を与えたものであります。

損害賠償額につきましては、全額保険により補填されるものでありますが、和解、

損害賠償の内容につきましては、次のとおりでございます。

まず、事故の責任割合であります。市側が70%、相手方が30%であります。今回、議案の対物事故に係る分としまして、相手方の損害額が200万9,997円、市側の損害額は11万9,000円。双方の責任額であります。お互い相手方の損害額のうち、自分の責任割合分を支払うこととなります。市側が相手側に対しまして、相手方の損害額200万9,997円の責任割合であります70%である140万6,998円を支払うこと、また、相手方が市側に対し、責任額3万5,700円を支払うことで示談が成立いたしました。

なお、人身分であります。環境課会計年度任用職員にけがはありませんでしたが、相手方が負傷し、現在も治療中であります。このことから、御本人及び双方の保険会社が協議中でありまして、時間を要する見込みでありますので、状況が整い次第、議会に再度提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

環境課であります。ここ数年、特に事故が多い状態です。今回の事故につきましても、現在もお相手方に多大な御迷惑をかけてしまっております。現在、そして、今後とも、事故防止のため、安全運転管理についてさらに気を引き締め、日頃の交通安全意識の徹底について厳重に注意を行い、職員全員の習慣となるよう努めてまいります。申し訳ございませんでした。

以上、説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○南委員長 説明は以上です。

○中村委員 注意されるとおっしゃったんですけれども、自覚されておられるとおり、なんかほかの課よりも事故の回数が、それも人身事故が非常に多いんですね。トンネルの中の事故も、対向車おれへんかったからよかったようなものの、死亡事故につながるような事故を、もう一步間違えれば死亡事故みたいなのも、もう3回目ですかね、重機フォークリフトとかなんかの現場でとか。

そのたびに安全教育についてどのようにされていますかというところで、改善点というのか、どのように従業員の安全教育をされているのかちょっと具体的に教えていただけませんか。

○民部環境課長 まず、外へ出る職員は、環境課から出る前に11の注意事項を、壁11か所にぐらいい貼ってあります。それを1人ずつ朗読して、注意することを肝に銘じて出かけていますことと、この夏に安全運転の講習を受けております。

そして、始業前の、またこれも出る前なんですけど、始業前点検、車の車両につ

いての安全とお互いの安全意識について確認をし合って仕事に出発しております。

○中村委員　すみません、安全教育って月1回ぐらい必要ではないんですか。これは別に建設現場ではないので、安全教育の義務というのはないんですね。

○民部環境課長　日々外へ出ておる職員なんですけど、帰ってきて日報をつけます。その日報の中で、はっとしたり、冷やりとしたときがあったら、それをみんなでちょっと話し合っ、て、こういうときはどうやって回避されるのかというのは、話はっております。

○中村委員　このトンネル事故と交差点事故の運転者は別々ですか。

○民部環境課長　別であります。

○南委員長　他にございませんか。

特に環境課のほうは、大変事故が多いんですけれども、物損事故もそうなんですけれども、相手のある、特に人身事故に至っては、加害者に本当に多大な御迷惑をかけるということでございますので、十二分に注意して安全運転で行くよう、委員会としても強く申入れをしておきます。

その証拠に、ごみ収集だとか、あれは事故がほとんどないと思うんですけれども、あんだけ車が走っておって、そういった意味で、環境課のほうの車両が少ない割には事故が多いということでございますので、やはり気の緩みがあるんじゃないかなという認識はしております。

市長のほうからも各課へ通達を出して、みんな各課は紙で安全運転の心得ということを貼っていますけど、特に再三再四にわたってのまた忘れた頃に事故がありますもので、細かい物損事故ならともかく、相手のある事故は十分気をつけていただきますよう、よろしく願いをいたします。

よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　環境課の審査、終了いたします。

○芝山水産農林課長　水産農林課です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決についてのうち、当課に関する内容を補正予算書及び資料を用いて説明いたします。まず、歳入から説明いたします。

補正予算書12ページ、13ページを御覧ください。通知いたします。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金21万9,000円の減額でございます。

内容は、1節農業費補助金で、環境保全型農業直接支払交付金45万円の増額、これは新規事業補助金で、後ほど歳出にて説明いたします。また、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金66万9,000円の減額は、有害鳥獣の捕獲奨励金に対する県補助の割当額の確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

17款寄附金、1項寄附金、5目農林水産業費寄附金4,730万円の増額は、1節林業費寄附金で、林業振興事業寄附金2,230万円は、尾鷲みどりの協会からの令和5年度分の寄附金が入金されたものによる計上でございます。この寄附金につきましては、毎年、当初予算にて林道工事や獣害捕獲奨励金、木育体験事業などの事業を歳出計上させていただいていますが、歳入については、寄附の振込をいただいたタイミングで補正予算計上をさせていただいていることから、例年このタイミングでの補正計上となっているものでございます。

地方創生応援寄附金2,500万円は、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言において協定を結ぶ東京の三ッ輪ホールディングス株式会社様から、このたび設立されました一般社団法人Local Cop尾鷲の活動に対する企業版ふるさと納税で、詳細は、歳出にて説明いたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

補正予算書30ページ、31ページを御覧ください。通知いたします。

それぞれの費目における人件費の増額は総務課にて説明しておりますので、割愛させていただきます。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、補正額65万8,000円で、財源内訳は、45万円は県の農業費補助金で、環境保全型農業直接支払交付金でございます。この後、農林振興係長より説明をいたします。

主な内訳といたしまして、18節負担金、補助及び交付金65万8,000円は、負担金として松阪食肉公社負担金5万8,000円の増額でございます。本市では、県民、市民の安全安心な食肉供給に資する目的で、株式会社三重県松阪食肉公社に毎年14万円の負担金を支出しておりますが、今年度、原油価格高騰に伴うボイラー燃料、電気料金の高騰により経営が圧迫されている同公社への追加支援を三重県と津市以南の加盟している17市町で行うことになったものでございます。本市には負担額全体1,500万円の出資率等により0.387%、5万8,000円が割り当てられたものでございます。

それでは、環境保全型農業直接支払事業につきまして、資料にて農林振興係、野

田係長から説明をいたします。

○野田水産農林課係長　それでは、環境保全型農業直接支払事業について御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

制度の概要につきましては、環境問題に対する関心が高まる中で、農業分野において環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者に対し支援を行う農林水産省の事業で、平成23年度より実施されています。

本市においては、昨年度より、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用し、有機農業の産地化を進めており、それに続く形で、有機農業に取り組む農業者を本制度により引き続き支援していくものであります。

支援対象の要件につきましては、取組対象農地が農業振興地域内の農地であること、化学肥料、化学合成農薬を慣行農法と比較して5割以上低減し、有機農業などの環境保全効果の高い対象取組を実施していることとしております。

また、交付対象者は複数の農業者によって構成され、かつ、有機農業などの対象取組に取り組む農業者が2名以上いる農業者団体、または有機農業に取り組む面積が、自身が耕作する農業集落の耕地面積の一定割合以上となる個人農業者が対象となっております。

今年度においては、まず、天満地区で約25%有機農業で営農している補助要件を満たしている平山農園に補助金を交付するものです。平山農園の有機農業面積500アールに交付単価10アール当たり1万2,000円を掛けた60万円となります。

なお、有機農業に取り組んでいる面積条件に達していない農業者については、面積要件がないグループでの申請に向けて現在グループ化を進めており、次年度での申請を予定しております。

補助金の内訳につきましては、国負担が2分の1の30万円、県負担が4分の1の15万円、市負担が4分の1の15万円、さらに市負担分の6割に対して特別交付税措置が行われる、実質市負担金6万円となる大変有利な補助金となっております。

説明は以上です。

○芝山水産農林課係長　それでは、補正予算書にお戻りください。32ページ、33ページでございます。通知いたします。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、補正額639万5,000円

の減額で、財源内訳の国県支出金 66万9,000円の減額は、県補助金の獣害被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金でございます。

主な支出は、12節委託料 639万5,000円の減額は、森林環境譲与税を財源とした森林経営管理事業の委託事業の減額でございます。今年度は、三木里地区、須賀利地区において、管理されていない民間所有林のうち公益的機能の発揮に効果的な森林、また、将来的に意欲のある経営体に経済林としてつないでいけるような森林を中心に所有者の意向調査などの手続が済んだところから順次整備に取りかかっているところでございますが、主な減額の理由といたしましては、森林調査、間伐等における面積につきまして、これまで面積の測定を主導目視でコンパスを用いた測量方式で行っていたものを、人工衛星システムを利用した測量システムを導入したことにより効率性が増したことから、積算を見直すことができたことによる減額でございます。

次に、3項山林事業費、1目管理費 516万3,000円の増額で、財源内訳のその他特定財源 1,163万8,000円は、企業版ふるさと納税による地方創生応援寄附金でございます。

主な内訳は、みんなの森プロジェクト事業によるもので、詳細は、資料にて千種参事から説明をさせていただきます。

○千種水産農林課参事　それでは、資料2を通知します。

みんなの森プロジェクト事業について説明させていただきます。

まず、事業の目的でございます。本市では、令和3年度から九鬼町の市有林にて、「みんなの森プロジェクト」として、カーボンニュートラルと生物多様性を同時に回復する森林整備の仕方を模索しながら、二酸化炭素吸収による脱炭素などの取組を官民一体となって進めております。

11月14日には、その取組を民間側から推進する組織として、みんなの森の生物多様性と林業の両立する具体的な整備などを、民間ノウハウや先端的な情報を取り入れながら行っていく「一般社団法人 Local Coop 尾鷲」が設立されました。

本市においては、この Local Coop 尾鷲と連携し、ゼロカーボンシティの実現を目指しながら、第1次産業の活性化を図っていきたいと考えております。

事業費の内容としましては、8節旅費 20万3,000円、10節需用費 16万円、12節委託料 330万円、これは公益財団法人日本自然保護協会への生物多様性を軸とした「ネイチャーポジティブなまちづくり」に係るコーディネート業

務委託となっております。

業務内容は、①里山イニシアチブへの加盟申請、②オーガニックビレッジ宣言の作成、③ネイチャーポジティブ宣言の作成があり、そのほか付随する業務としましては、④市内候補地のOECM登録に向けた準備、⑤ネイチャーポジティブ事業全体のコーディネーション業務でございます。

続いて、18節負担金、補助及び交付金802万5,000円、これは先ほど説明しました一般社団法人LocalCoop尾鷲への負担金でございます。今年度につきましては、①みんなの森での「尾鷲市森林ふれあいゾーン空間デザイン及び森林整備事業森林管理手引書」に沿った生物多様性と林業の両立した森林資源の具現化、②「土中環境と生物多様性」の専門家を招聘しての現況調査・課題の洗い出し・土中環境と生物多様性をつなぐ取組、これについては環境再生作業となっております。市民や関係者及び子供たちとのワークショップの開催、4回ほど予定しております。ほかでございます。

財源につきましては、三ッ輪ホールディングス株式会社様からの企業版ふるさと納税2,500万円を充当します。

なお、今年度は事業費1,168万8,000円のうち1,163万8,000円を充当し、残りの1,336万2,000円につきましては、基金積立てを行い、新年度事業の財源にしたいと考えております。

以上です。

○芝山水産農林課長　それでは、続きまして、債務負担行為補正について説明をさせていただきます。

補正予算書7ページでございます。通知をいたします。

それでは、第2表債務負担行為補正は、当課に係る分は、下から四つ目、尾鷲市林業研修センター浄化槽保守点検・清掃業務委託に係る債務負担行為で、限度額を20万4,000円として、令和6年度から令和8年度までの3か年で設定するものでございます。

以上で、当課に係る議案第58号、尾鷲市一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願いいたします。

○南委員長　説明は以上です。

御質疑、御質問のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようでございますので、水産農林課の審査を終了いたします。
ありがとうございました。

引き続き、商工観光に入っていただきます。

それでは、商工観光課所管の議案第58号の説明をお願いいたします。

○山中商工観光課長　　商工観光課でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決
についてのうち、商工観光課に係る分について御説明をさせていただきます。

補正予算書の36、37ページを御覧ください。通知いたします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、補正前の額6,370万7,000円に対
し、補正額174万6,000円を増額し、6,545万3,000円とするもので
ございます。

内容は、観光施設管理整備事業のうち、10節需用費174万6,000円の増
額で、内訳は修繕料でございます。

行政常任委員会資料1ページを御覧ください。通知をいたします。

修繕費の内訳は、夢古道おわせにおける露天風呂系统工程弁取替修繕49万5,
000円、給湯器漏水修繕49万3,900円ほかでございます。本補正予算につ
きましては、当初予算にてお認めいただいた修繕料にて順次行っております。夢古
道おわせの施設修繕について、温浴施設の運営上、修繕を必要とする箇所が新た
に出てきたことから、既決予算内での対応が困難であるため、計上させていただきました。

補正予算に関しては、以上でございます。

続きまして、第2表債務負担行為補正（追加）について御説明を申し上げます。

八つの事項について、まとめて御説明をさせていただきます。

補正予算書の7ページ、下から3段目を御覧ください。通知いたします。

尾鷲市海洋深層水総合交流施設（アクアステーション）・分水施設浄化槽保守点
検・清掃業務委託について、期間を令和6年度から令和8年度まで、限度額を67
万8,000円、次の段の尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設電気保安管理
業務委託について、期間を令和6年度から8年度まで、限度額を77万7,000
円、次の段の尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設警備業務委託について、期
間を令和6年度から8年度まで、限度額を79万2,000円。

次ページ、上段になります。尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設機器保守
点検業務委託について、期間を令和6年度まで、限度額を443万3,000円と

するものでございます。

次の段の公衆便所浄化槽保守点検・清掃業務委託につきましては、商工観光課で管理する観光トイレのうち、尾鷲駅前トイレなど11か所の清掃業務委託について、期間を令和6年度から8年度まで、限度額を1,060万2,000円とするものでございます。

次の段の公衆便所清掃業務委託につきましては、商工観光課が管理しております尾鷲駅前公衆便所など4か所のトイレの清掃に係る業務委託について、期間を令和6年度、限度額を60万7,000円とするものでございます。

次の段の三木里地区観光トイレ清掃業務委託につきましては、三木里地区にあります観光トイレ2か所及び名柄一里塚公衆トイレの清掃に係る業務委託で、期間を令和6年度、限度額を149万7,000円とするものでございます。

次の段の三木里野鳥の小径管理業務委託につきましては、表土の補修や雑草等の除去、施設の点検補修などに係る業務委託で、期間を令和6年度、限度額を178万4,000円とするものでございます。

以上が商工観光課に関する補正予算書の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○南委員長 説明は……。

○濱中委員 物すごい単純なことなんですけれども、資料の1番の夢古道の修繕に関してなんですけど、これ、表題が夢古道の湯ドライサウナ修繕についてという題名に対して、全部露天風呂やったり、シャワーやったり、給湯器やったり、ちょっと理解しがたい表現になっておるので、こだわらんでよろしいですか。

○山中商工観光課長 申し訳ございません。記載誤りでございます。夢古道の湯の修繕についてということで、ドライサウナではございません。申し訳ございませんでした。

○南委員長 他にございませんか。

○仲委員 関連で、②の塩素消毒用薬注装置の塩素タンク液漏れということなんやけど、塩素の液体やと思うんやけど、これ液体が漏れとん。そこらどうですか。ガス等もあるんやけど。

○世古商工観光課長補佐兼係長 液のほうの漏れでございます。

○仲委員 もう修理しました。

○山中商工観光課長 まだです。まだしておりません。

○仲委員 ちょっと悪いんやけど、塩素の液体が漏れておれば、当たればやけど

しますよ。これは早急に修理をしないと大変なことになると思うんやけど、どう考えていますか。

○山中商工観光課長 一応本予算のほうでお認めいただき次第、すぐに修繕のほうはするつもりであります。申し訳ございません。

○仲委員 これ4項目あるんですけど、本来はもう、今の話からいうともう言わざるを得もんで、当初予算で点検した後と言ったら2月、3月、もっと前に点検した上で、当初予算で、点検の上、修理が必要ということで上がってくるべき話なんですわ。

今回これが当初で載せなくても、途中で故障したのかどうか、どうですか。

○山中商工観光課長 当初予算のときには故障はしておらずに、今年度になってから故障が判明したものでございます。

○南委員長 他にございませんか。

私のほうから1点だけ、ちょっと9月の予算なんですけれども、台風で厨房のドアがやられた後で、80万ぐらい予算つけたと思うので、おととい朝歩いておったら、まだガムテープ貼っておるもんで、これどないなっておるんやろうと思ったんですけど、どんなんですか、それ。

○世古商工観光課長補佐兼係長 先日、夢古道のほうとお話しさせていただいて、まだ発注していないようでしたので、発注するようにお話ししました。

○南委員長 それはいかんわ、それ。これは夢古道のほうで発注するの。

○世古商工観光課長補佐兼係長 夢古道のほうで発注していただくようにしております。

○南委員長 これ役所発注やなけな、おかしくないの、これ。建物の台風被害やで。これはもう直ちにしてもらわんことには。僕はちょっと考えられんがな、こんなことは。

○山中商工観光課長 申し訳ございません。課に戻り次第すぐに対応するようにいたします。申し訳ございません。

○南委員長 これはもう早く速やかに修繕してもらわないかん、こんなことは。

○仲委員 それは尾鷲市修繕費やで、尾鷲市が発注するんじゃないん、今回のも。

今回の観光施設の174万6,000円は修繕費に載っておるで、修繕費というのは、尾鷲市が発注するんでしょう。夢古道が発注するなら委託料ということでしょう。前のは修繕費に載っていたんじゃない、どうなんですか。

○南委員長 修繕費やったね、多分。

○世古商工観光課長補佐兼係長 やり取りしていただいていたのが夢古道でしたので、今回については夢古道のほうからお声かけいただいたということで、こちらのほうの責任ではあるので、こちらで対応するように修正いたします。

○濱中委員 関連というか、繰り返しになるか分かんけど、10万円以内はあちらの会社でやってもらうんやから、あっちの10万円以内で動かすところで、会社が責任持って全部完結させる。

これ、市からこうやって修繕費としているときには、入札含めてというところもあるのかなと思うので、もしあちらにお願いしたら、入札なしでいく場合もあるというふうに理解していいんですか。もし全部お願いしてしまうと。

○山中商工観光課長 一応全て市の基準にのっとってやっておりますので、市と同様に、入札でしていただくような形ではしております。

○濱中委員 基準があるにしても、市がこうやって予算つけてやったときには、やっぱり市が最後まで完結させなあかんのやないんかなというのを思ったのと、やっぱりさっき委員長が指摘した部分の八十何万円の修繕に関しては、費用をお渡ししているということですか。出来上がったらかっちから払うという仕組みなんですか。

○山中商工観光課長 ガラスの補修は、たしか7万7,000円だったと思う。

○南委員長 7万やった。

○山中商工観光課長 7万3,000円。

○南委員長 そんなけやった。

○山中商工観光課長 はい。

○南委員長 それでも、早いとこせんことにはいかんって。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、審査を終了いたします。

本日最後で、建設課に入ってもらいます。御協力をお願いいたします。

(休憩 午後 2時21分)

(再開 午後 2時27分)

○南委員長 休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、建設課は付託が2議案あるんですけども、まず、議案第56号、尾鷲市営住宅条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○塩津建設課長　それでは、議案第56号、尾鷲市営住宅条例の一部改正についてを説明いたします。通知をいたします。

議案書の30ページを御覧ください。

尾鷲市営住宅条例の一部を改正する条例（案）でございます。

まず、改正理由につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日から施行されますが、同法により、接近禁止命令等の用語が法において定められることとなり、当該用語に係る法の規定を引用している本市条例該当箇所においても改正が必要となったことから、所要の改正をするものでございます。

次に、改正内容につきまして御説明いたします。通知いたします。

令和5年第4回尾鷲市議会定例会条例等一部改正（案）新旧対照表の42ページを御覧ください。

尾鷲市営住宅条例の一部改正につきましては、第6条、第1項、第1号、ク、（イ）中の配偶者暴力防止等法第10条第1項の次に「又は第10条の2」を、括弧中の配偶者暴力防止等法第28条の2においての次に「これらの規定を」を加えるものでございます。

議案第56号に係る説明については以上でございます。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　議案第56号の説明は以上です。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようですので、議案第58号、補正予算の説明をお願いいたします。

○塩津建設課長　それでは、議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算書（第6号）、及び予算説明書に基づき、建設課に係る補正予算について説明いたします。通知いたします。

補正予算書の8ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正でございます。

ページの上から6行目、三重県自治体共同積算システム利用料（追加分）でございます。資料を通知いたします。

委員会資料の1ページを御覧ください。

すみません、紙ベースの資料で申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○南委員長 紙ベースでお願いします。

○塩津建設課長 では、委員会資料の1ページ目でございます。

積算システムの契約期間につきましては、令和3年度下半期から令和8年度上半期までの5か年でございます。三重県を含めた県下の市町でございますが、土木工事の発注金額の算定にこの共同積算システムを利用しております。

システムの利用料につきましては、三重県が県下市町の全利用者人数を取りまとめた上でシステム会社と契約し、その契約金額を全利用者人数で割ることで1人当たりの利用料金を算定し、各市町の利用人数に応じて三重県のほうに支払っておりますが、今回このシステムの機能追加・改修がございまして、1人当たりの利用料金が上昇したことによりまして、年間で5万円、3か年で15万円の増額となったため、債務負担行為の補正を行うものでございます。

○南委員長 続いて。

○塩津建設課長 続きまして、補正予算書の8ページにお戻りください。

○南委員長 お願いします。

○塩津建設課長 続きまして、同表の上から7行目、各港湾公衆便所浄化槽保守点検・清掃業務委託であります。期間が令和6年の4月1日から令和9年3月31日までの3年間、限度額が954万6,000円で、建設課で管理をしています市内の各港湾、海岸にある公衆便所の浄化槽保守点検・清掃業務でございます。

ここで、資料の2ページのほうを御覧ください。

これは今回の対象となります公衆便所の位置図でございます。①番が尾鷲港の防波堤付近にあります尾鷲港天満公衆便所、②番が魚市場横にある尾鷲港屋外公衆便所、③番が賀田港公衆便所、④番が三木里港公衆便所、⑤番が沓川付近にあります名柄海岸公衆便所、⑥番が磯浜のほうにあります名柄海岸公衆便所で、計6か所となっております。

続きまして、補正予算書の8ページにお戻りください。

同表の上から8行目、尾鷲港公衆便所清掃業務委託でございます。こちらの期間は令和6年の4月1日から令和7年3月31日までの1年間で、限度額が92万6,000円でございます。こちらは尾鷲港にある3か所の公衆便所の清掃業務であります。

資料のほう、3ページを御覧ください。

今回の清掃業務の対象となる公衆便所の位置図でございます。①番が尾鷲港の天満公衆便所、②番が長浜にあります長浜公衆便所、③番が魚市場横の尾鷲港屋外公

衆便所でございます。

それでは、補正予算書の8ページにお戻りください。

続きまして、同表の上から9行目、各公園公衆便所浄化槽保守点検・清掃業務委託であります。期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、限度額が181万2,000円で、建設課で管理をしております市内各公園の公衆便所の浄化槽保守点検・清掃業務であります。

こちらは資料の4ページのほうを御覧ください。

対象となる公衆便所の位置図を表示してございます。①番が北浦児童公園にあります公衆便所、②番が矢浜公園にあります公衆便所、③番が大曾根公園のテニスコート横にある公衆便所で、④番が野外音楽堂付近にある公衆便所でございます。⑤番につきましては、現在工事中の中村山公園公衆便所で、合計で5か所となっております。

建設課に係る補正予算の説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 南委員長 課長、参考までに、ちょっとこれトイレの業務委託なんですけど、全てが水洗なんですか、全部。
- 塩津建設課長 浄化槽の保守点検・清掃業務委託をするトイレにつきましては、水洗になっております。あと、清掃業務委託で3件上げさせていただいたうち、長浜の公衆便所だけくみ取りとなっております。
- 南委員長 それと、国交省のこの前オープンされた南インターのあれは、単年度あれになるんですか、契約に。
- 塩津建設課長 南インターのトイレ、あと、三木里港の公衆トイレ等の清掃業務もですが、地元の地縁団体であったり、尾鷲市のシルバー人材センター等に発注する場合は、入札ではなく随意契約という形になりますので、4月1日以降のあまり影響がない時期に直接契約するという形になっております。
- 南委員長 分かりました。
以上です。
御質疑のある方。
- 濱中委員 これ、清掃回数は全部それぞれで違うんですか。それとも、一緒ですか。どれぐらいになっています。
- 塩津建設課長 浄化槽清掃のほうでよろしいですか。
- 濱中委員 清掃です。

○塩津建設課長 清掃につきましては、週4回を基本として、全てトイレはしていただく形。基本としてですので、汚れ等によって増えた場合も、そちらのほうで確認して、させていただいています。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、報告事項が1件ありますので、報告事項のほうをお願いいたします。

○塩津建設課長 すみません、こちら資料のほう、5ページでお願いいたします。資料の5ページを御覧ください。

現在、尾鷲市では、一般社団法人安心・安全まちづくりICT推進機構と覚書を締結し、市や県が管理する施設に自動販売機を設置することで、その売上げによりまして、市内への防犯カメラやWi-Fi機器の設置を進めております。

5ページの表の上段につきまして、これが現在の自動販売機の設置状況でございます。令和元年度に尾鷲港魚市場トイレ付近をはじめとして、市内各所に4基、自動販売機を設置し、令和5年度には、福祉保健センター1階及び尾鷲港の長浜トイレ横に各1基で、現在計6基の自動販売機を設置しております。

表の下段が防犯カメラ及びWi-Fi機器の設置状況で、まず、令和元年度には、自販機の設置に併せて、中村山公園をはじめとして、市内各所に4基の防犯カメラを設置いたしました。さらに、令和2年度には、北浦児童公園に1基の設置を追加しまして、令和5年度については、夢古道おわせの温浴施設部分にWi-Fi機器、野地町駅前児童公園に防犯カメラをそれぞれ1基設置しております。市内の防犯カメラにつきましては、現在計6基となっております。

資料の6ページから7ページは、自動販売機の設置箇所を位置図として表示したものでございます。①番は、尾鷲港の魚市場付近トイレの近くということで、②番が天満の公衆の付近、③番につきましては、オアシスの中央公民館、④番につきましては、市営運動場のほうに設置しております。

7ページ目につきまして、⑤番が福祉保健センター、⑥番が長浜の公衆トイレでございます。

続く8ページから9ページは、防犯カメラ及びWi-Fi機器のおおよその設置箇所となっております。まず、中村山公園に防犯カメラを1基、矢浜公園に1基、市道の折橋小原野線に、これ地下道部分になりますが、こちらに1基、市道古戸野泉線は尾鷲高校グラウンドの横を通って行く市道ですが、こちらのほうにも1基設

置しております。

9 ページのほうで、北浦児童公園に 1 基、夢古道おわせの温浴部分にこちら W i - F i 機器のほうを設置、1 基でございます。最後に、野地町駅前児童公園に防犯カメラを 1 基設置した形でございます。

建設課からの説明は以上となります。

○南委員長 報告事項について、小川委員、ございませんか。

○小川委員 これ設置したのは随分前にあると思うんですけど、今報告が随分遅れた、これどういうわけかなと思ひまして、どうですか。

○塩津建設課長 報告が遅れたこと、申し訳ございません。

W i - F i 機器のほうは結構早くに設置いただいているんですが、ちょっと防犯カメラの設置のほうを完了して、報告した形です。遅くなったことは申し訳ございませんでした。

○小川委員 関連して、機構の人とよく話しすることあるんですけども、この中央市立公民館、ここが全然売れなくて赤字なんですという話で、もし場所を変えるところがあれば、売れるところを探してあげて、変えてあげてほしいなと思うんですが。それと、長浜のトイレ、ここがよく売れると思うんですけど、それは聞いていないですか、売れるか売れないか。

○塩津建設課長 また、中央公民館等、売上げの悪い箇所については、機構さんのほうとも相談して、どこか、また、売上げがよさそうなところがあれば、またアイデアのほうもいただけたら建設課としてもありがたいのですが、そういった形、なるべく売上げのあるようなところへ設置を提案していきたいと思ひますし、また、長浜のほうについて、まだ今のところ売上げのほうは、特にこちらのほうで聞いていることがないものですから、また、そういう報告があり次第、報告させていただきたいと思ひます。

○小川委員 保守点検とかみんな機構が持ってくれると思うんですけど、この W i - F i もみんな持ってくれるんですか。

○塩津建設課長 保守点検、電気代等も全て機構のほうで頂くという形で、させていただいております。

○西川委員 これ販売機、尾鷲の魚市場の 1 番、僕も結構利用させてもらうんですけど、もっと掃除の回数を増やしてもらえんのかなと思ひて、いつもあふれて、空き缶が、それが風で転がってごみになってつきよるという状況やもんで、そこだけまた、入替えに来る人にちょっと回数を早めに言うたってください。

○塩津建設課長 御指摘ありがとうございます。そういうふうな形で対応させていただきます。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、本日の常任委員会をこれで閉会いたします。

明日、また午前10時からよろしく願いいたします。御苦労さまでございました。

(午後 2時44分 閉会)